

ともに支えあい、健康で安心して
子育て・子育ちができる金太郎の郷

小山町次世代育成支援行動計画 (後期計画)



静岡県 小山町
平成 22 年3月

“引き継ごう！この素晴らしい私たちの郷土を”

私たち小山町に富士紡績（株）小山工場の操業が開始されたのが明治 32 年です。史料には「静岡県ノ北端小山ノ地ニ富士山麓ノ水力ヲ利用シ紡績会社ヲ興シ、足柄山中ノ一寒村ハ、拾年ヲ出デズシテ人口貳万ニ垂ントスル儼然タル一大工業都市ト為リタリ」と描写されていますが、既然大正元年には町制が施行される、近隣市町が羨望する勢いの横溢した町となりました。人口も 3 万に届かんとする時代もありました。しかしながら、昭和 30 年代からの繊維・紡績業界の構造的不況の中で、富士紡績も停滞を余儀なくされ、それと連ねるように小山町の嘗ての勢いも衰退せざるを得なくなりました。人口も減少し続け、昨年 4 月 1 日に対前年比で幾年ぶりかで増加に転じましたが、今年 4 月 1 日現在では再た減少する見込みが強くなってしまいました。平成 20 年度の静岡県の合計特殊出生率は 1.44、小山町のそれは 1.39（平成 15～19 年の平均）です。高齢化率（21 年 4 月 1 日現在）では、静岡県が 22.4%に対し小山町のそれは 22.3%です。これらの数値からも、今小山町に求められる町政の最大のプライオリティーは、何は忖措き人口増加や活力の湧出施策です。

このような中、小山町では平成 9 年度に 5 年後を目標とした、子育て支援計画「金太郎の郷・エンゼルプラン」を、さらに平成 17 年度には 10 年後を見据えた「次世代育成支援行動計画」を策定しました。21 年度までの 5 年間を前期とし、この度、新たに平成 22 年度からの 5 年間を後期とし、妊娠・出産への支援、食育の推進、こども医療費の助成、子育て支援サービスや学校教育の充実、公共施設の整備等若いご父兄の皆さんが子育てし易い環境を出来る限り築くための「小山町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。山々の緑、豊かな田園、澄清な水、町民の和気が広がる小山町は、子育てにとって申し分の無い環境です。健やかな身体、康らぎある心、「健体康心づくり小山町」を目指し、子ども達の明るい声が響き渡る小山町の実現に向けて、町民の皆さん、一緒に心を合わせ進んでいきましょう。

平成 22 年 3 月

小山町長 高橋 宏

目次

第Ⅰ編 総論

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 子育て家庭を取り巻く環境	3
1 人口・世帯の状況	3
2 産業・就業の動向	7
3 子育て支援に関する現状	8
4 アンケートからみる子育て家庭の実態	18
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 計画の基本理念	27
2 計画策定の基本的な視点	28
3 計画の基本目標	29
4 施策の体系	30
5 目標事業量	32

第Ⅱ編 各論

第1章 健康で楽しく子育てができる地域づくり	35
1 妊娠・出産への支援	35
2 子どもや母親の健康の確保	38
3 食育の推進	41
4 思春期保健対策の充実	43
5 医療環境の充実	45
6 障害のある児童を養育している家庭等への支援	46

第2章	働きながら子育てすることができるしくみづくり	47
1	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	47
2	保育サービスの充実	49
3	子育て支援サービスの充実	51
4	ひとり親家庭等への支援	54
第3章	親子がともに学び、健やかに成長できるまちづくり	55
1	次代の親の育成	55
2	学校の教育環境等の整備	57
3	家庭や地域の教育力の向上	58
4	児童の健全な育成	59
第4章	安心して子育て・子育てができる環境づくり	61
1	地域の住環境の整備	61
2	道路・交通環境の整備	63
3	公共施設の充実	65
4	犯罪の被害防止対策等	66
5	児童虐待防止対策	68
第5章	計画の推進に向けて	69
1	計画の推進体制	69
2	計画の進捗把握と評価	69

第Ⅲ編 資料

資料1	小山町次世代育成支援行動計画【後期計画】策定策定経過	71
資料2	小山町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱	72
資料3	小山町次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿	73
資料4	小山町次世代育成支援行動計画ワーキング部会委員名簿	74

第 I 編 總論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国では、今急速に少子・高齢化が進んでいます。平成20年の全国の合計特殊出生率（一人の女性が一生に生む子どもの平均人数）は、過去最低となった平成17年の“1.26”から3年連続で上昇し、前年比0.03ポイント増の“1.37”となりました。しかし、この数値は長期的に人口を維持できる水準の“2.08”よりかなり低く、人口減少につながると予測されます。（厚生労働省「平成20年人口動態統計月報年計（概数）の概況」より）

人口構成比をみても、平成20年には高齢者人口の割合が22.1%に達したのに対し、14歳以下の子どもの割合は13.5%で、少子・高齢社会に移行していることが明らかになっています。（総務省「推計人口（平成20年10月1日現在）」より）

晩婚化の進行などを背景とした少子化は、結婚や仕事、子育ての環境や、教育問題など、私たちのあらゆる分野の生活と深く関っており、「経済や社会の活力の低下」「社会保障負担の増加」「子どもの自主性や社会性の低下」など、多岐に渡って深刻な問題となることが予測されています。

国では、平成11年（1999年）に決定した「少子化対策基本方針」を踏まえ、「新エンゼルプラン」を策定し、平成14年（2002年）には「少子化対策プラスワン」を公表するなど、その取り組みを本格化させてきました。

さらに平成15年（2003年）7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立し、平成19年（2007年）12月には次世代育成支援に関する『子どもと家族を応援する日本』重点戦略、「ワークライフバランス憲章」が策定されました。『子どもと家族を応援する日本』重点戦略では、「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一の構造の解消には、「働き方の改革による仕事と生活の調和」と、その社会的基盤である“包括的な次世代育成支援の枠組みの構造”の2つの取り組みを、できる限り速く軌道に乗せることが必要であるとしています。

子どもを生む、生まないはそれぞれ個人の意思を尊重すべき問題ですが、子どもを生みたい人が安心して子どもを生める環境の整備を図り、子どもと子育て家庭を取り巻く環境のさまざまな変化に対応して、子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが大切にされる社会を計画的に構築することが求められています。一方、平成21年（2009年）7月に「子ども・若者育成支援推進法」が成立し、子ども・若者の健やかな育成等の総合的な支援が求められています。

本町でも平成17年3月に「小山町次世代育成支援行動計画（前期）」を策定し、子育て支援に関する各種施策に取り組んできましたが、このたび、前期計画の進捗状況の評価、取り組みの見直しを行い、社会状況の変化や新たな課題に対応し、さらなる取り組みを進めるため「小山町次世代育成支援行動計画（後期）」を策定することとなりました。

今後、地域の皆様との連携をさらに深め、次の世代の子どもたちが健やかに生まれ、育っていける小山町を目指し、この計画に取り組んでまいります。

2 計画の性格・位置づけ

○本計画は、『次世代育成支援対策推進法』第8条1項に基づく市町村行動計画として位置し、国や県の「次世代育成支援行動計画」の基本的な支援施策や事業計画に基づき、本町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

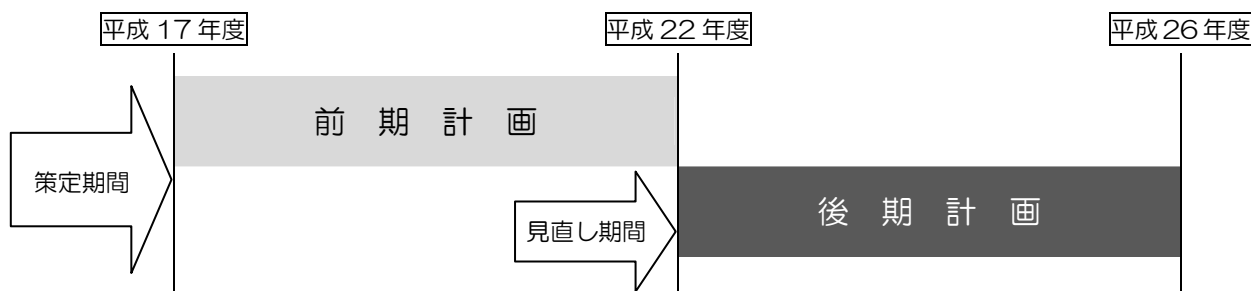
○本計画は、子育て支援、母性・乳児・幼児の健康、子どもの健やかな成長、教育・居住環境の整備、仕事と家庭の両立等、次代を担う子どもの育成支援に関する施策の基本的方向性を示すものであり、行政をはじめ、家庭・学校・地域社会・企業等がそれぞれの立場において、次世代育成に取り組むための指針となるものです。

○推進にあたっては、総合計画をはじめとする本町の諸計画との整合・連携を図ります。

3 計画の期間

『次世代育成支援対策推進法』において、5年を1期として、策定するものとして位置づけられています。

本計画は、平成17年度から平成26年度を計画期間とし、平成17年度から平成21年度の5年を前期計画、平成22年度から平成26年度を後期計画とします。



第2章 子育て家庭を取り巻く環境

1 人口・世帯の状況

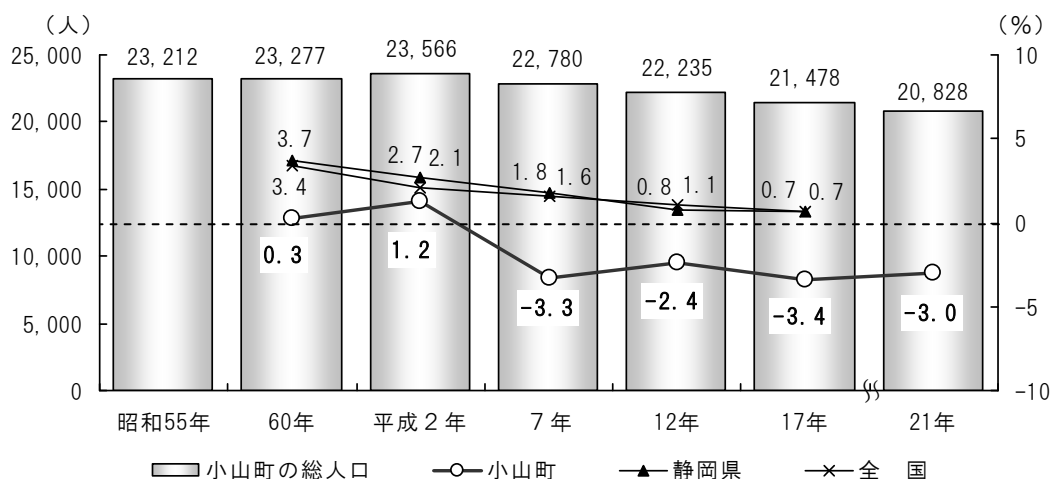
人口の動向

本町の総人口は、平成21年10月1日現在で20,828人となっています。国勢調査の数値でみると、平成2年までは増加傾向でしたが、平成7年は減少に転じています。

伸び率をみると、平成7年以降マイナス値が続いており、静岡県や全国の伸び率と比べると、低い伸び率で推移し続けています。

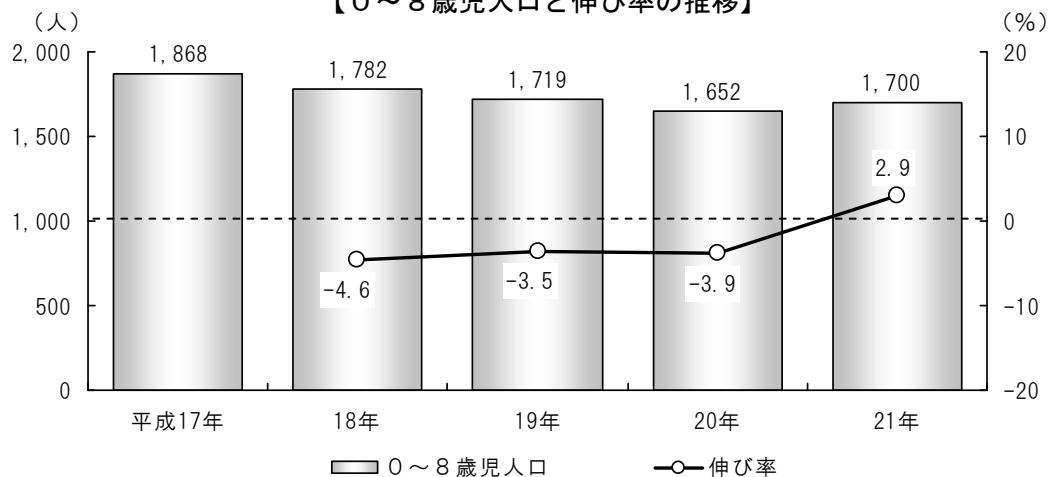
また、住民基本台帳による近年5年間の0～8歳児（小学校低学年以下）人口は減少傾向でしたが、平成21年は増加に転じて、1,700人となっています。

【総人口と伸び率の推移】



資料：国勢調査、平成21年は住民基本台帳（10月1日）

【0～8歳児人口と伸び率の推移】



資料：住民基本台帳（4月1日）

人口構成

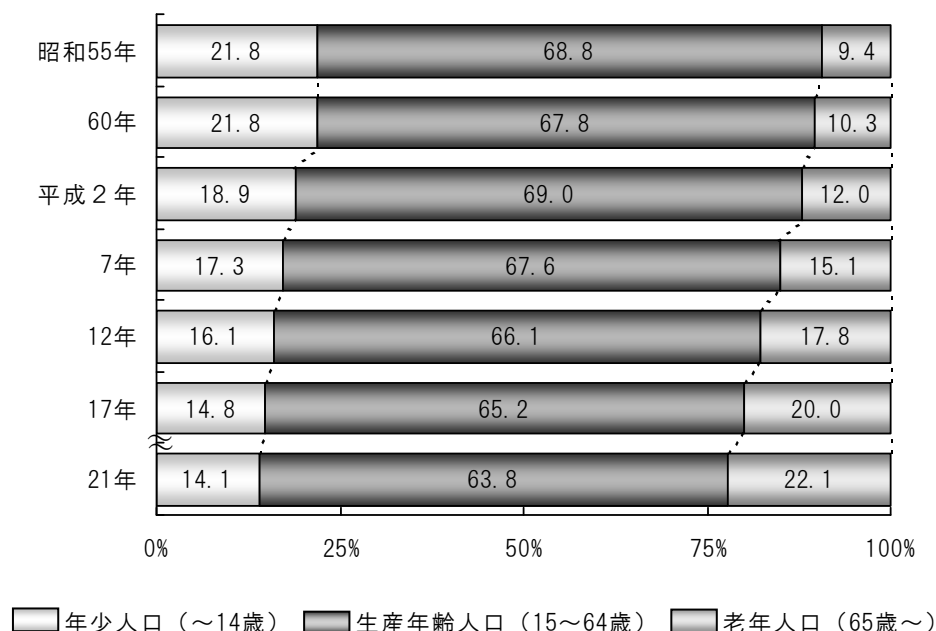
年齢3区分別人口比率は、平成21年4月1日現在で、0～14歳の年少人口が2,953人(14.1%)、15～64歳の生産年齢人口が13,380人(63.8%)、65歳以上の老年人口が4,637人(22.1%)となっています。年少人口の構成比が減少し続けているのに対し、65歳以上の老年人口比率は増加し続けており、平成12年以降では、老年人口比率が年少人口比率を上回り、本町においても少子高齢化が急速に進行しています。これは全国や静岡県の割合をみても同様の傾向となっていますが、年少人口比率については、平成7年以降、全国や静岡県よりもやや高い割合を占めています。

【年齢3区分別人口構成比の推移（県・全国との比較）】

(%)

		昭和55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	21年
小山町	0～14歳	21.8	21.8	18.9	17.3	16.1	14.8	14.1
	15～64歳	68.8	67.8	69.0	67.6	66.1	65.2	63.8
	65歳以上	9.4	10.3	12.0	15.1	17.8	20.0	22.1
静岡県	0～14歳	24.2	22.3	18.9	16.6	15.1	14.2	—
	15～64歳	66.8	67.5	68.9	68.6	67.2	65.2	—
	65歳以上	9.1	10.3	12.1	14.8	17.7	20.5	—
全国	0～14歳	23.5	21.5	18.2	15.9	14.6	13.7	—
	15～64歳	67.3	68.2	69.5	69.4	67.9	65.8	—
	65歳以上	9.1	10.3	12.0	14.5	17.3	20.1	—

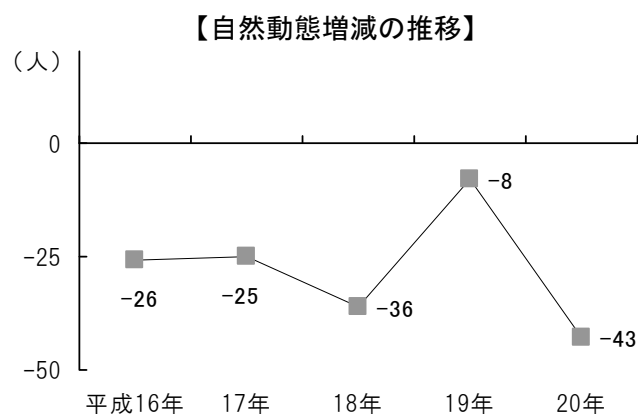
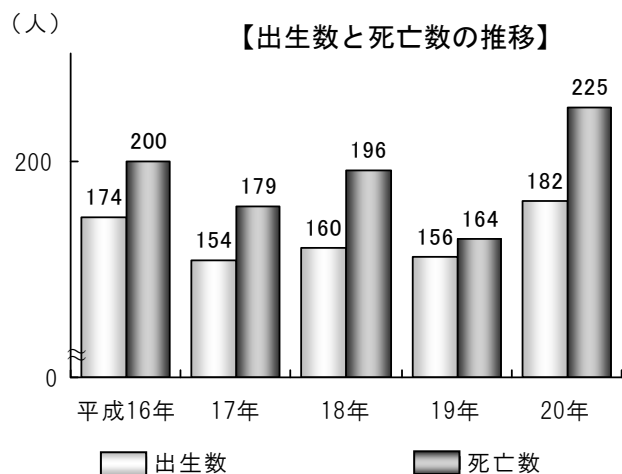
資料：国勢調査、平成21年は住民基本台帳（4月1日）



自然動態

出生数と死亡数の推移をみると、出生数は平成20年が182人で最も多く、前年より26人増加しています。死亡数についても平成20年が225人で最も多くなっています。

自然動態（出生数－死亡数）は、毎年、出生数よりも死亡数の方が多いため、マイナスの数値が続いています。

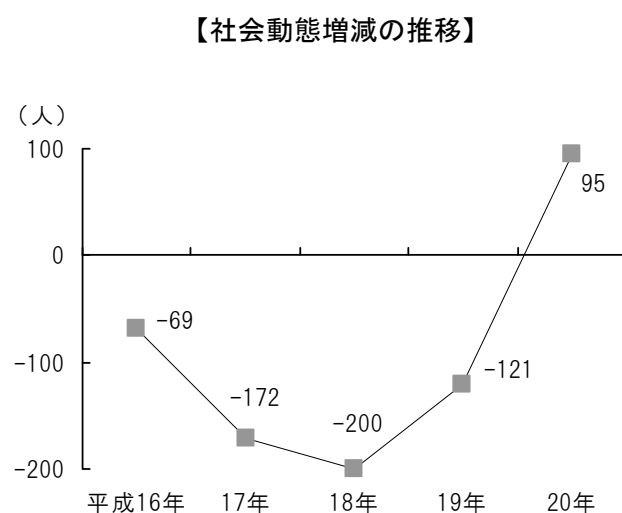
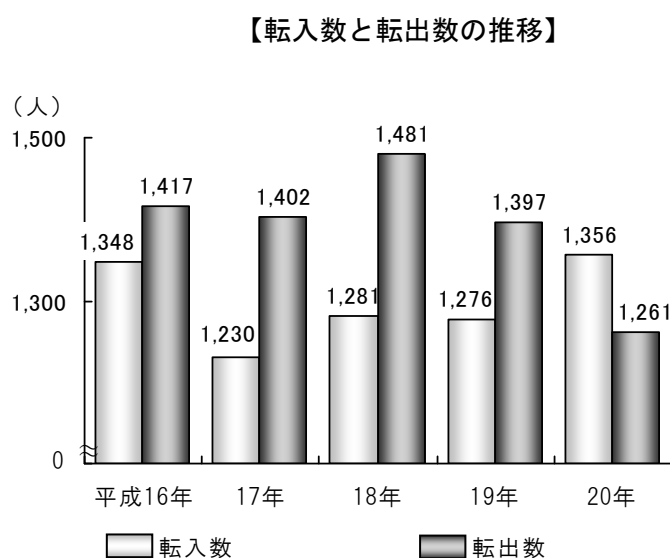


資料：住民課

社会動態

転入数と転出数の推移をみると、転入数は平成17年～19年の3年間は1,200人台で推移していましたが、平成20年は大幅に増加し、1,356人でこの5年間で最も多くなっています。

一方、転出数は平成18年以降減少しており、平成20年は1,261人と最も少なく、転入数を下回っています。そのため、社会動態（転入数－転出数）は、平成20年のみプラスとなっています。

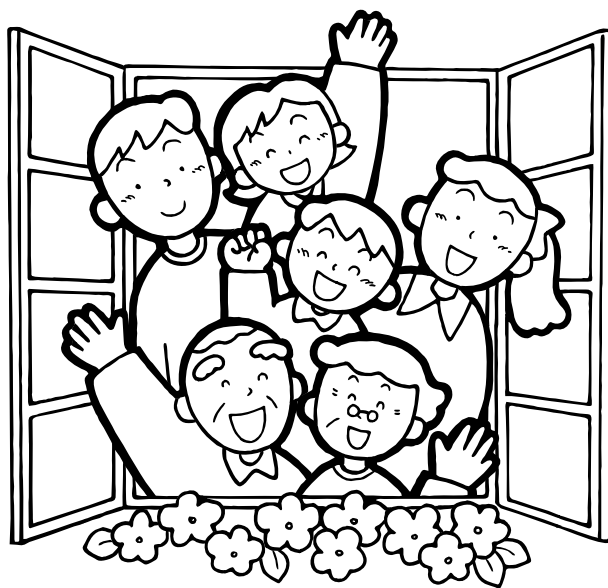
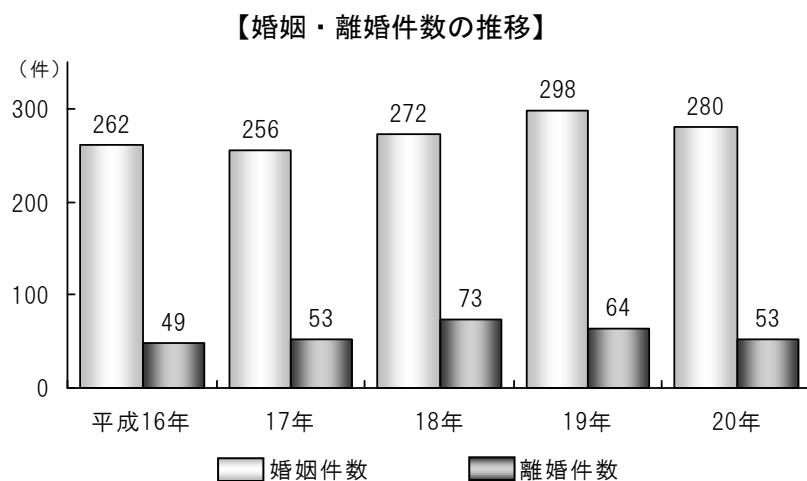


資料：住民課

婚姻・離婚件数

婚姻・離婚件数の推移をみると、平成 17 年以降、婚姻件数は増加傾向にありましたが、平成 20 年は減少に転じて 280 件となっています。

一方、離婚件数は平成 18 年以降、減少傾向が続いており、平成 20 年は 53 件となっています。

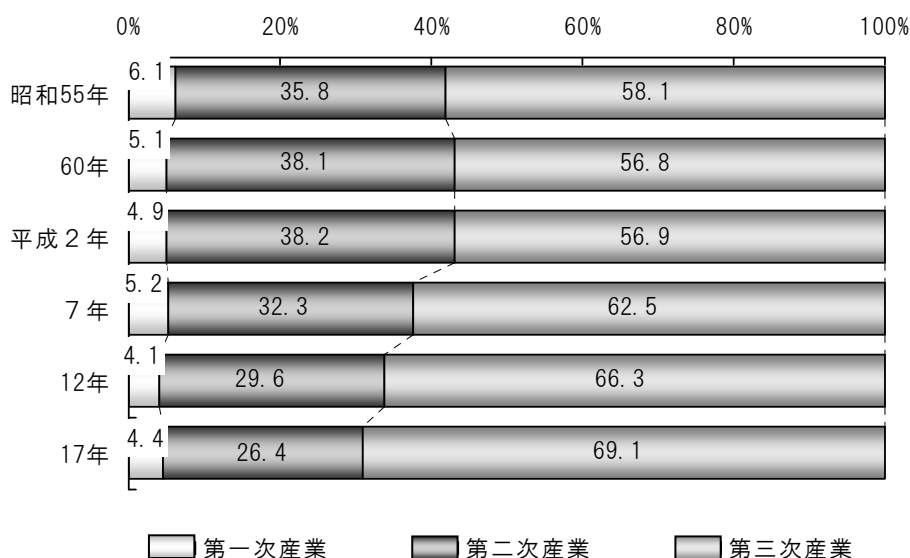


2 産業・就業の動向

産業別就業状況

本町の産業別就業状況は、第3次産業が中心で、平成17年においては全体の約7割を占めています。産業別就業人口比率の推移をみると、第三次産業の占める割合が増加し、第二次産業の占める割合が減少しています。

【産業別就業人口比率の推移】

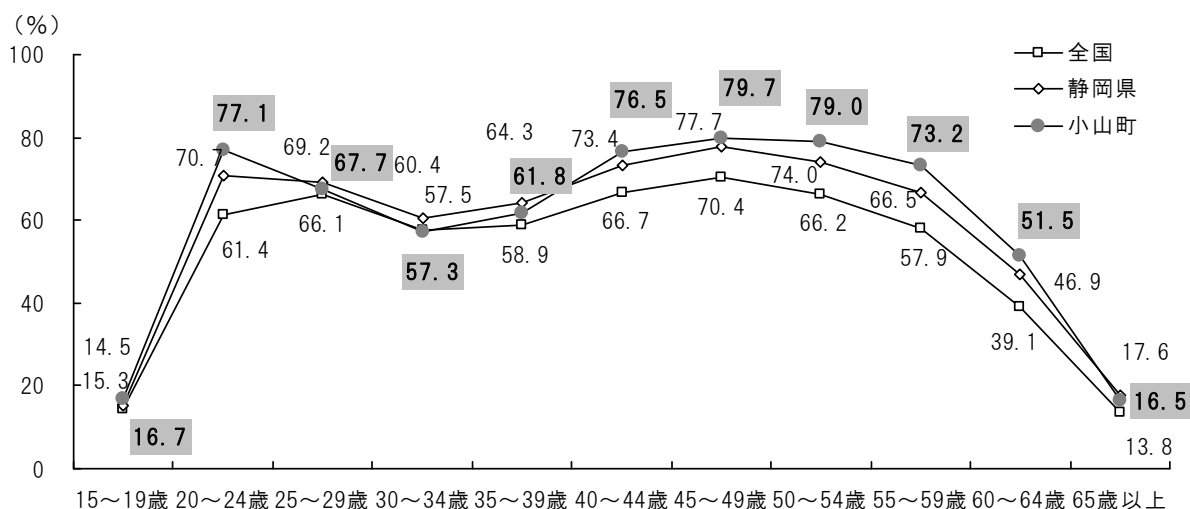


資料：国勢調査

女性の就業状況

女性の就業率を年齢別にみると、結婚・出産・子育て期に一旦就業を退き、子育てが一段落した頃に再び就業するという“M字型”の状況がみられます。就業率が低くなる谷の部分である20代後半～30代前半は、国・県とほぼ同じ割合となっていますが、それ以外の年代では国・県よりもやや高い就業率となっています。

【女性の年齢層別就業率】



資料：国勢調査

3 子育て支援に関する現状

保育園の状況

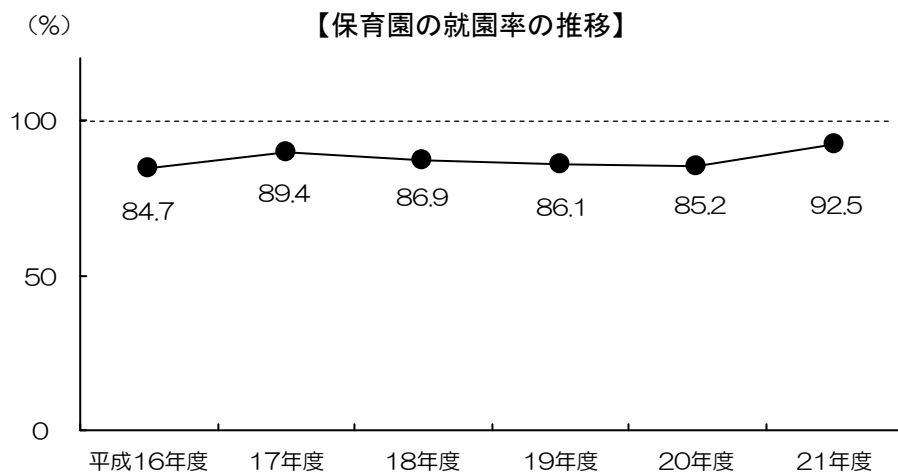
平成21年度現在、町内には公立保育園所が4園あり、在園児童数は333人となっています。

在園児童数は増減を繰り返しており、平成21年度が333人（就園率=92.5%）で最も多くなっていますが、定員数には達しておらず、待機児童は発生していません。

【保育園・在園児童数の推移】

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
保育園数(所)	4	4	4	4	4	4
定員数(人)	360	360	360	360	360	360
在園児童数(人)	305	322	313	310	307	333
就園率(%)	84.7	89.4	86.9	86.1	85.2	92.5

資料：福祉課 各年度4月1日現在



特別保育の状況

延長保育や一時保育などの特別保育の実施状況は、以下のとおりです。平成 20 年度現在、障害のある児童を3か所（5人）で受け入れ、延長保育を3か所（延 894 人）で、0～2 歳児の乳幼児保育を4か所で（106 人）、一時保育を4か所（延 269 人）で、それぞれ実施しています。

【特別保育の実施状況】

		平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
障害児保育	実施箇所数（所）	2	3	3	3	3
	実利用者数（人）	3	4	5	7	5
延長保育	実施箇所数（所）	3	3	3	3	3
	延実利用者数（人）	1,048	1,445	1,292	915	894
乳児保育	実施箇所数（所）	4	4	4	4	4
	実利用者数（人）	91	99	89	90	106
一時保育	実施箇所数（所）	4	4	4	4	4
	延実利用者数（人）	201	325	375	248	269

資料：福祉課

地域子育て支援センターの状況

平成 21 年度現在、本町には4カ所の地域子育て支援センターがあります。下表の開催日時で実施しています。

【地域子育て支援センターの状況】

開設場所		所在地	開設日時
小山町立	いきど保育園	生土132-1	週5日（月～金）9時～15時
小山町立	すがぬま保育園	菅沼1074-1	週5日（月～金）9時～15時
小山町立	きたごう保育園	用沢169-1	週5日（月～金）9時～15時
小山町立	すばしり保育園	須走153	週5日（月～金）9時～15時

資料：福祉課

幼稚園の状況

平成 21 年度現在、本町の幼稚園数は5園で、在園児童数は 311 人となっています。

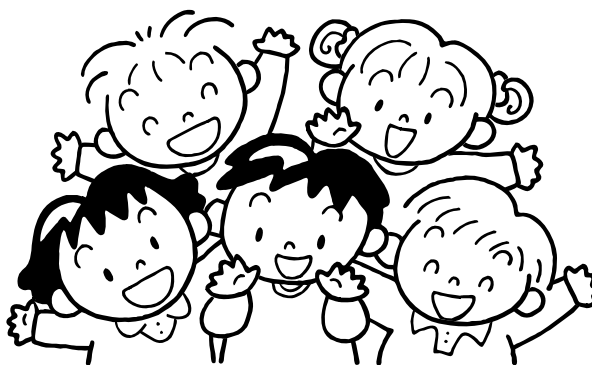
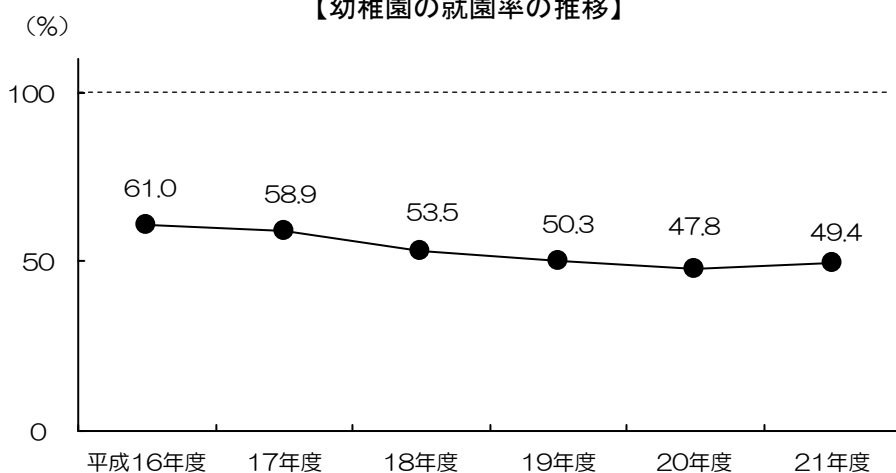
在園児童数は、平成 21 年度にやや増加していますが、全体的には減少傾向となっています。定員数の増減はないため、就園率は平成 20 年度以降、50%を下回っています。

【幼稚園・在園児童数の推移】

	平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
幼稚園(所)	5	5	5	5	5	5
定員数(人)	630	630	630	630	630	630
在園児童数(人)	384	371	337	317	301	311
就園率(%)	61.0	58.9	53.5	50.3	47.8	49.4

資料：学校基本調査 各年度 5 月 1 日現在

【幼稚園の就園率の推移】



小学校の状況

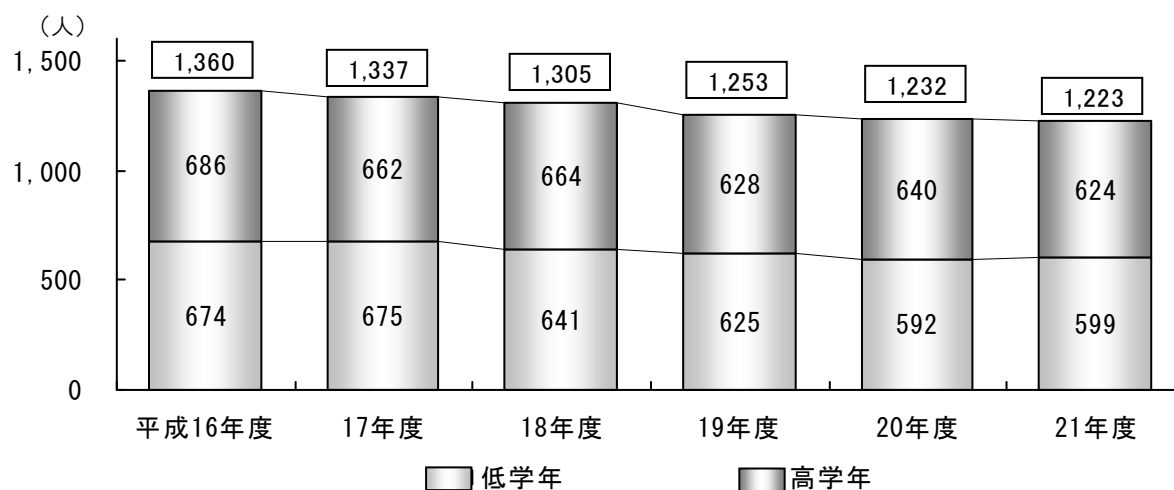
本町の小学校数は5校で、児童総数は年々減少しており、平成21年度では1,223人と、平成16年度よりも137人減少しています。高学年よりも低学年の児童数の方が少ない状況が続いているため、今後も児童数は減少していくと思われます。

【小学校数・小学校児童数の推移】

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
小学校数(校)	5	5	5	5	5	5
1年生(人)	225	236	200	197	206	192
2年生(人)	225	216	230	201	191	207
3年生(人)	224	223	211	227	195	200
4年生(人)	245	220	214	208	226	202
5年生(人)	207	238	217	214	206	220
6年生(人)	234	204	233	206	208	202
合計(人)	1,360	1,337	1,305	1,253	1,232	1,223

資料：学校基本調査 各年度 5月1日現在

【小学校児童数の推移】



中学校の状況

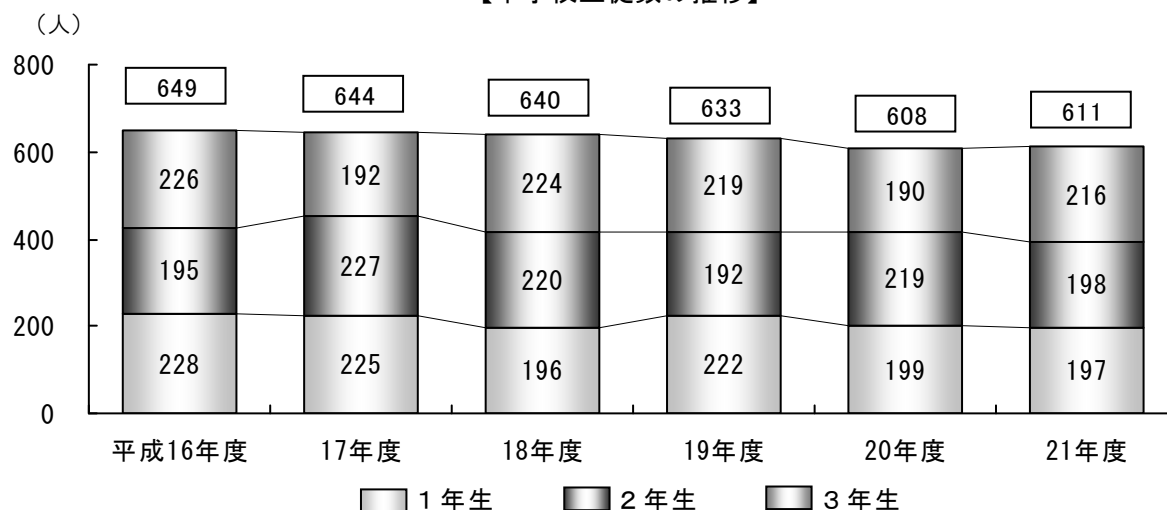
本町の中学校数は3校で、生徒総数は減少傾向で、平成21年度では611人と、平成16年度よりも38人減少しています。

【中学校数・中学校生徒数の推移】

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
中学校数(校)	3	3	3	3	3	3
1年生(人)	228	225	196	222	199	197
2年生(人)	195	227	220	192	219	198
3年生(人)	226	192	224	219	190	216
合計(人)	649	644	640	633	608	611

資料：学校基本調査 各年度 5月1日現在

【中学校生徒数の推移】



放課後児童対策の状況

放課後児童クラブは全学校区で実施されています。小学校児童数は減少傾向にありますが、放課後児童クラブの在籍児童数は毎年度増加しており、平成21年度では144人と、平成16年度よりも55人増加しています。

【放課後児童クラブ実施状況の推移】

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
放課後児童クラブ 実施学校区（学区）	5	5	5	5	5	5
放課後児童クラブ 在籍児童数（人）	89	103	107	113	119	144

資料：福祉課

【放課後児童クラブ設置状況（平成21年度）】

	開館日時	長期休暇時の対応	指導員数
成美小放課後児童クラブ	授業日 13:00～17:45	平日 8:00～17:45	4人
明倫小放課後児童クラブ	授業日 13:00～18:00	平日 8:30～18:00	6人
足柄小放課後児童クラブ	授業日 13:00～17:45	平日 8:00～17:45	3人
北郷小放課後児童クラブ	授業日 13:00～17:45	平日 8:00～17:45	4人
須走小放課後児童クラブ	授業日 13:00～18:00	平日 7:45～18:00	4人

資料：福祉課



家庭児童相談の状況

近年の家庭児童相談の状況は以下のとおりで、平成 18 年度、平成 19 年度の相談件数は 1 桁でしたが、平成 20 年度では 19 件と増加しており、その大半は家族関係の相談内容となっています。

【家庭児童相談 相談件数の推移】 (件)

	平成 18 年度	19 年度	20 年度
性格・生活習慣等	0	0	0
知 能 ・ 言 語	0	0	0
学 校 生 活	0	0	0
家 族 関 係	5	0	16
心 身 障 害	0	0	1
非 行	0	0	0
環 境 福 祉	0	0	1
そ の 他	0	2	1
合 計	5	2	19

資料：福祉課

虐待通報の状況

近年の虐待通報の件数は以下のとおりで、家庭児童相談件数と同様、平成 18 年度、平成 19 年度は 1 桁でしたが、平成 20 年度は 12 件と増加しています。

【虐待通告件数の推移】 (件)

	平成 18 年度	19 年度	20 年度
通 告 件 数	5	6	12

資料：福祉課

民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員数は以下のとおりで、委員の人数には増減はありませんが、相談件数は年度によってかなり異なっています。

【民生委員・児童委員の状況】

	平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
民生委員・児童委員 による相談件数(件)	151	122	61	155	117
民生委員・児童委員数(人)	44	44	44	44	44
男性委員数(人)	18	18	17	20	20
女性委員数(人)	26	26	27	24	24
1 人あたり担当世帯数(世帯)	160	162	161	161	161

資料：福祉課

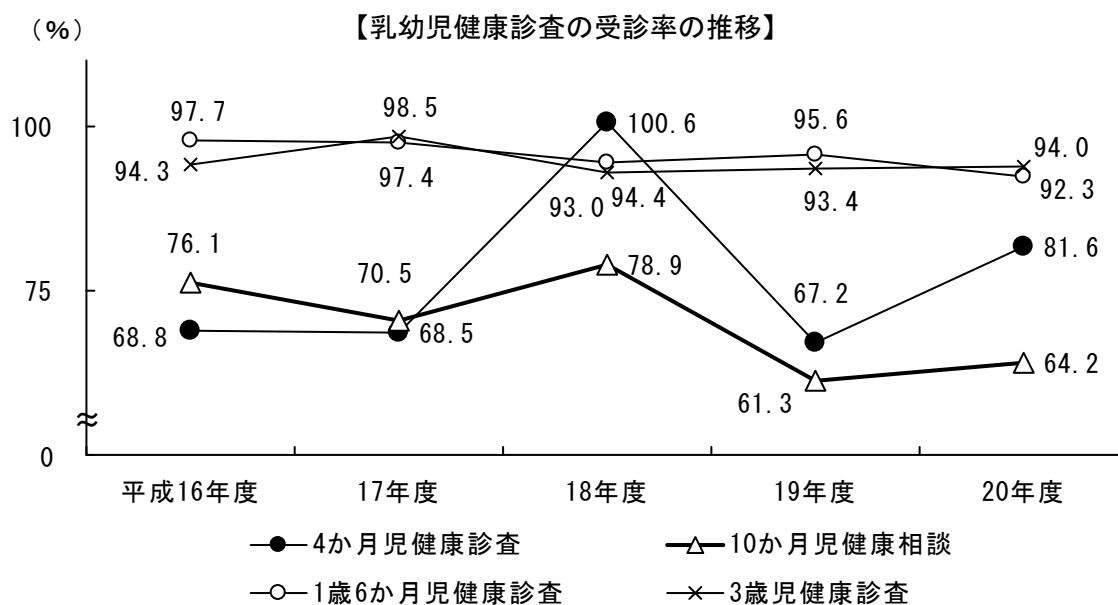
母子保健事業の状況

各種乳幼児健康診査の受診率は以下のとおりで、1歳6ヶ月児健康診査と3歳児健康診査の受診率は95%前後で推移していますが、平成18年度の4か月児健康診査を除き、4か月児健康診査と10か月児健康診査は、60%台から80%台の受診率となっています。

【乳幼児健康診査の受診状況の推移】

		平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
4か月児健康診査	該当児(人)	189	213	167	204	212
	受診児(人)	130	146	168	137	173
	受診率(%)	68.8	68.5	100.6	67.2	81.6
10か月児健康診査	該当児(人)	197	224	175	217	226
	受診児(人)	150	158	138	133	145
	受診率(%)	76.1	70.5	78.9	61.3	64.2
1歳6か月児健康診査	該当児(人)	173	194	160	203	155
	受診児(人)	169	189	151	194	143
	受診率(%)	97.7	97.4	94.4	95.6	92.3
3歳児健康診査	該当児(人)	210	200	186	182	182
	受診児(人)	198	197	173	170	171
	受診率(%)	94.3	98.5	93.0	93.4	94.0

資料：健康課



健康教育事業として、下表のような事業を実施しています。参加状況の増減は、事業により異なっています。

【健康教育事業実施状況の推移】

事業名称	対象者		平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
2歳児歯科健診	2歳児	実施回数(回)	4	4	4	4	4
		参加者数(人)	113	91	101	197	104
パパママ学級	妊婦とその夫	実施回数(回)	9	6	6	6	6
		参加者数(人)	137	82	72	82	54
赤ちゃん教室 ぴよぴよ	4～5ヶ月児	実施回数(回)	6	6	6	6	6
		参加者数(組)	145	92	94	81	86
1歳教室 よちよち	1歳～ 1歳2ヶ月児	実施回数(回)	4	4	4	4	4
		参加者数(組)	77	78	79	63	80

資料：健康課

保健指導・相談事業として、のびのび子育て相談を実施しています。平成19年度まで延利用者は100人前後で推移していましたが、平成20年度は80人と、やや減少しています。

【保健指導・相談事業実施状況の推移】

事業名称		平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
のびのび子育て相談	実施回数(回)	37	41	40	31	31
	延利用者数(人)	92	99	96	104	80

資料：健康課



各種手当・助成の受給状況

子育て家庭への経済的支援として、下表のような手当・助成事業を実施しています。

平成 18 年度に児童手当が急激に増加したのは、対象年齢が拡大したことによります。また、こども医療費は平成 19 年度までは、未就学児対象の乳幼児医療費助成制度でしたが、平成 20 年度から、中学 3 年生までが対象になったため大幅に増加しています。

【各種手当受給の推移】

(人)

	平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
児童手当	276	272	1,062	1,073	1,083
児童扶養手当	99	105	96	98	97
特別児童扶養手当	15	13	19	19	27
障害児手当	3	3	3	3	5

資料：福祉課 各年度末実績

【各種助成受給の推移】

(件)

	平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
こども(乳幼児)医療費助成	22,038	22,513	21,218	19,569	32,826
母子家庭等医療費助成	817	1,191	1,244	1,491	1,281
重度心身障害者等医療費助成	3,894	5,351	6,674	6,590	6,714

資料：福祉課・健康課 各年度末実績



4 アンケートからみる子育て家庭の実態

＊本計画を策定するにあたり、小山町における子育て家庭の実態とニーズを把握し、基礎資料とするため、町内の就学前児童及び小学校児童がいる子育て家庭を対象に、アンケートを実施しました。

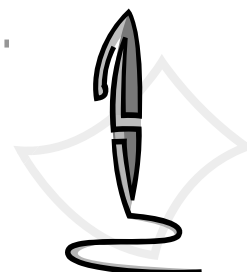
調査の概要

- ◆対象地域：小山町全域
- ◆調査方法：保育園・幼稚園・学校を通じて配布・回収（未就園児は郵送配布・郵送回収）
- ◆実施期間：平成21年3月1日～3月25日
- ◆回収率：

	対象者数	有効回答数	有効回答率
就学前児童	1,026 人	763 人	74.4%
小学校児童	601 人	577 人	96.0%

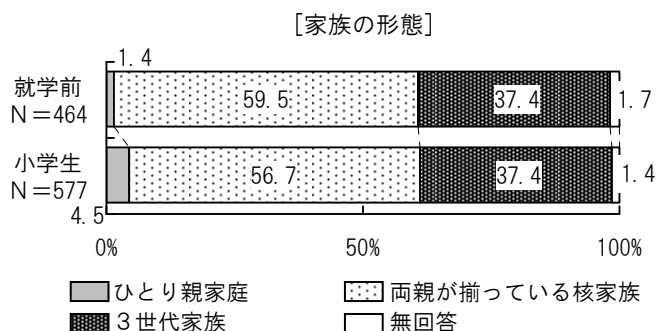
注意

- 結果は百分率で表示しています。数表・グラフの百分率は小数第2位を四捨五入しており、四捨五入の結果、個々の比率の合計と全体を示す数値とが一致しないことがあります。
- 数値やグラフの中の「N」は回答者総数を示し、回答比率はこれを100%で表記しています。



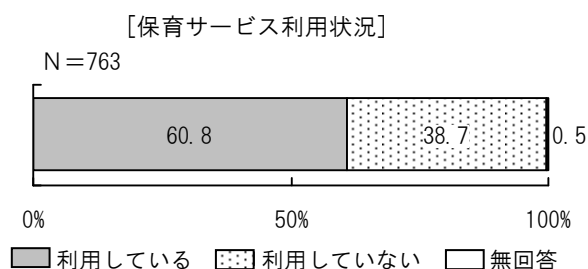
家族の形態

家族の形態は、就学前、小学生ともに「両親が揃っている核家族」が過半数を占め、最も多くなっています。「3世代家族」は約4割となっています。



保育サービスの利用状況：就学前

現在、保育サービスを利用している就学前児童の家庭は60.8%となっています。



利用している保育施設・幼稚園の満足度：就学前

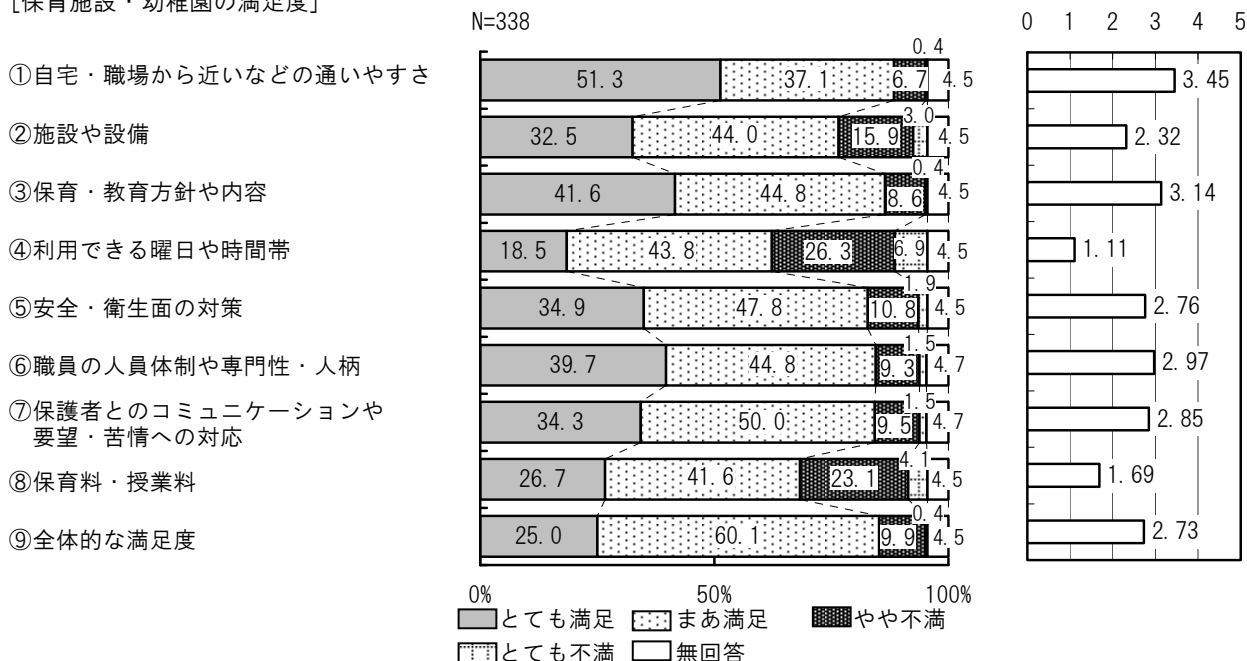
利用している保育施設・幼稚園の満足度は、「⑨全体的な満足度」の評価得点は2.73ポイントで、「とても満足」が25.0%、「まあ満足」が60.1%で、合わせると『満足』という人は85.1%と高くなっています。具体的な内容の項目では差がみられ、満足度が最も高いのは“①自宅・職場から近いなどの通いやすさ”で評価得点は3.45ポイント、『満足』という人も88.4%で最も多く、「とても満足」が過半数を占め、高くなっています。

一方、満足度が最も低いのは“④利用できる曜日や時間帯”で評価得点は1.11ポイント、『満足』という人も62.3%で最も低くなっています。また、“⑧保育料・授業料”も評価得点は1.69ポイントと他の項目に比べ低くなっています。

＊評価得点の算出方法……各項目の選択肢に以下のような点数をつけ、満足度を算出した。

「とても満足」＝5点、「まあ満足」＝3点、「やや不満」＝－3点、「とても不満」＝－5点

[保育施設・幼稚園の満足度]

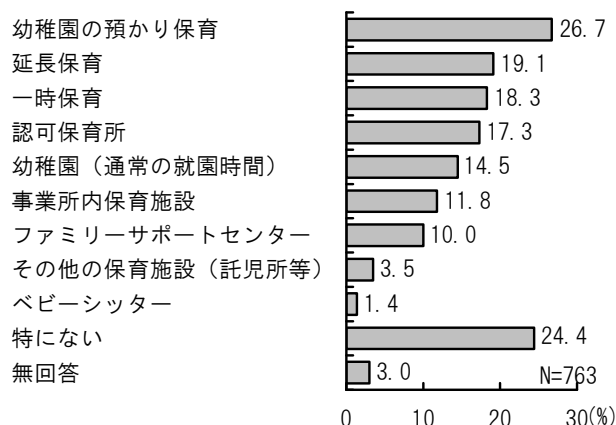


保育サービスの利用希望：就学前

今後利用したいまたは不足していると思う保育サービスについては、「特にない」の24.4%と「無回答」の3.0%を除く、72.6%が何らかの保育サービスを利用したいと回答しています。

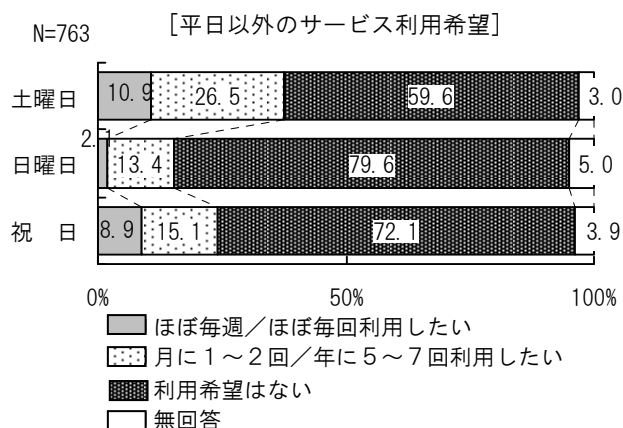
具体的なサービスについては、「幼稚園の預かり保育」が26.7%で最も多く、次いで「延長保育」が19.1%、「一時保育」が18.3%の順となっています。

[今後利用したい または 不足しているサービス]



平日以外の保育サービス利用希望：就学前

平日以外のサービスの利用希望は、「ほぼ毎週／ほぼ毎回利用したい」と「月に1～2回／年に5～7回は利用したい」を合わせると、利用希望は土曜日が37.4%、日曜日が15.5%、祝日が24.0%となっています。

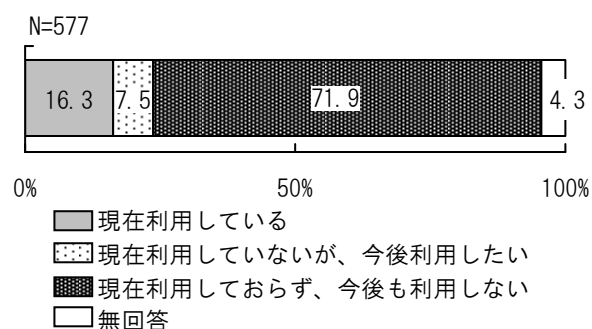


放課後児童クラブの利用状況・利用意向

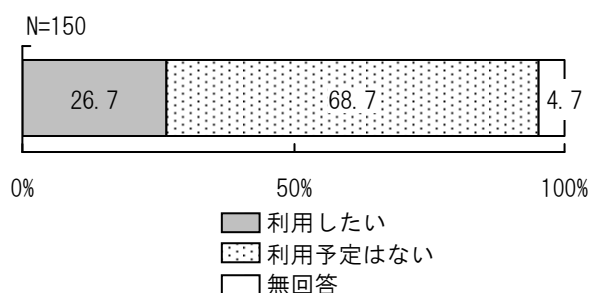
小学生の放課後児童クラブの利用状況は16.3%となっています。現在利用していない人の利用希望を合わせると、今後の利用意向は23.8%となります。

また、就学前児童の中で、次年度就学予定の5歳児の利用意向については、26.7%となっています。

[放課後児童クラブ利用状況・利用意向：小学生]



[放課後児童クラブ利用意向：就学前5歳児]

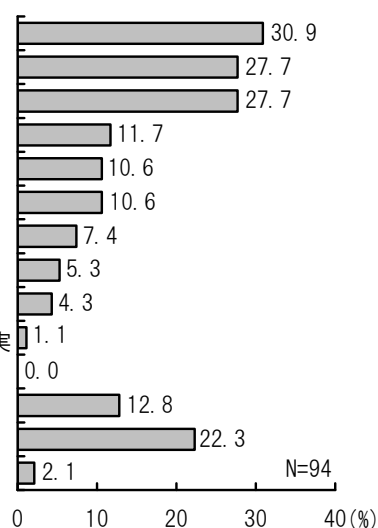


放課後児童クラブへの要望：小学生

利用している放課後児童クラブへの要望は、「施設整備の充実」が30.9%で最も多く、次いで「利用時間の延長」が27.7%、「利用料の値下げ」が27.7%と、上位3項目が3割前後で特に高くなっています。

施設整備の充実
利用時間の延長
利用料の値下げ
指導員等の職員体制の充実
祝日の開設
安全対策や衛生対策の充実
指導内容の充実
日曜日の開設
保護者への十分な情報伝達
障害のある児童の受け入れ体制の充実
定員の拡大
その他
特に要望はない
無回答

[クラブへの要望]



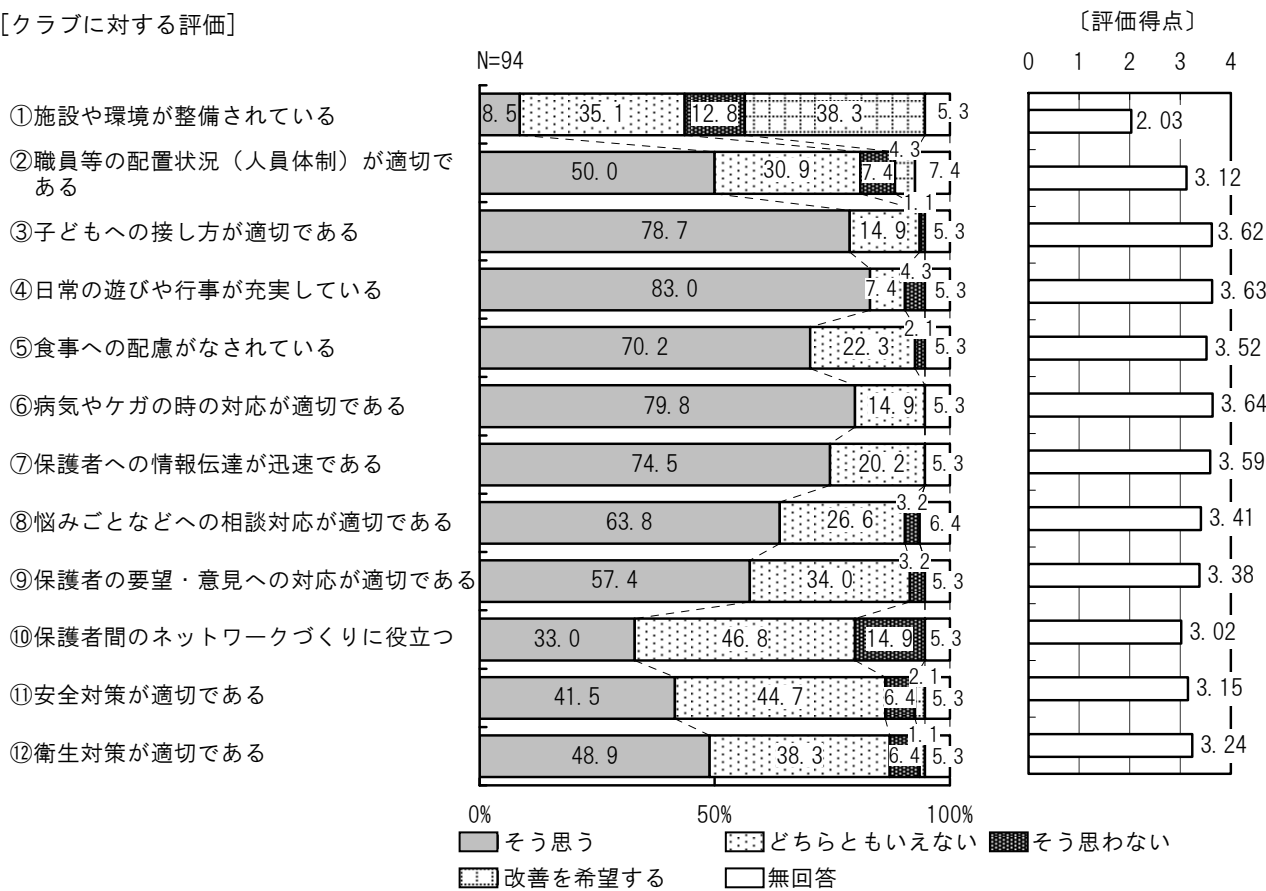
放課後児童クラブに対する評価：小学生

放課後児童クラブに対する評価は、“⑤病気やケガの時の対応が適切である”で最も高く、評価得点は3.64ポイントとなっています。次いで僅差で“④日常の遊びや行事が充実している”が3.63ポイントとなっており、この項目は「そう思う」が83.0%と最も多くなっています。

一方、最も評価が低いのは“①施設や環境が整備されていない”で、評価得点は唯一3ポイントを下回る2.03ポイントとなっており、「改善を希望する」が約4割で最も多くを占めています。

*評価得点の算出方法……各項目の選択肢に以下のような点数をつけ、満足度を算出した。
「そう思う」＝4点、「どちらともいえない」＝3点、「そう思わない」＝2点、「改善を希望する」＝1点

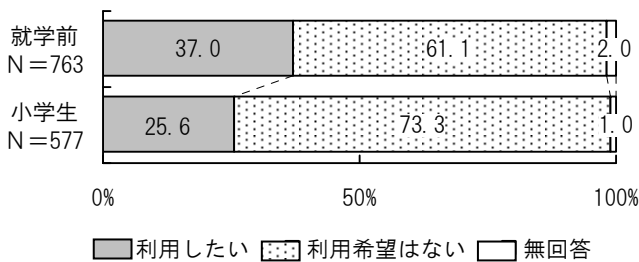
[クラブに対する評価]



ファミリーサポートセンターの利用意向

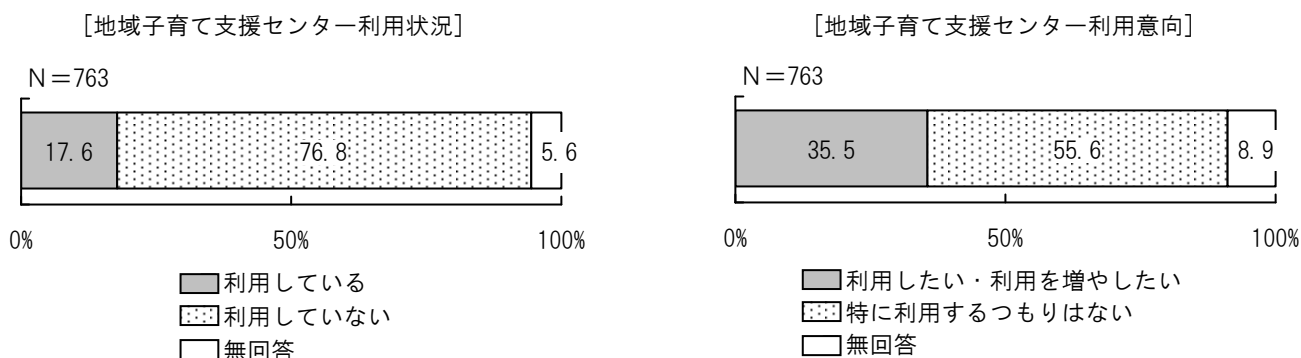
ファミリーサポートセンターの利用希望は、就学前が37.0%、小学生が25.6%となっています。

[ファミリーサポートセンター利用意向]



地域子育て支援センターの利用状況・利用意向：就学前

子育て支援センターの利用状況は 17.6%と低くなっていますが、今後の利用意向は 35.5%と約2倍に増加しています。



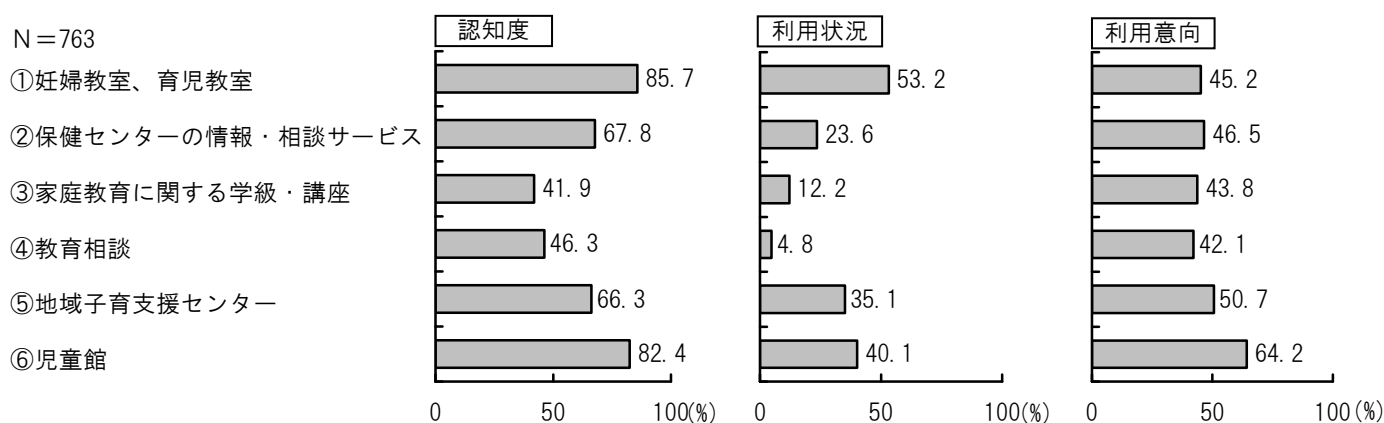
各種サービスの認知度・利用状況・利用意向：就学前

知っているとの回答が多いのは、“①妊婦教室、育児教室”、“⑥児童館”でともに8割を超える認知度となっています。一方、“③家庭教育に関する学級・講座”、“④教育相談”は半数以下と低くなっています。

これまでに利用したことがあるとの回答は、“①妊婦教室、育児教室”が 53.2%で最も多くなっています。これ以外のサービスは利用状況が低く、半数以下となっています。

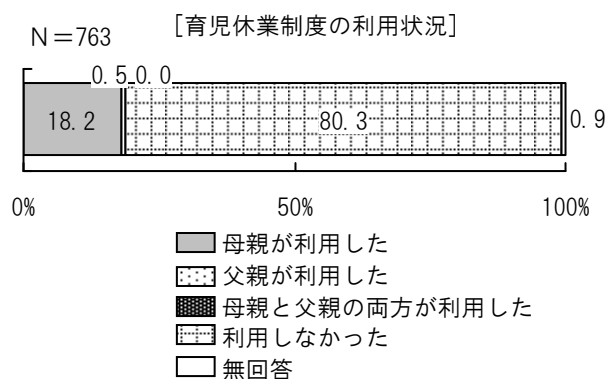
また、今後利用したいとの回答は、“⑥児童館”が 64.2%で最も多く、次いで“⑤地域子育て支援センター”が 50.7%で、それ以外は半数以下となっていますが、大半のサービスで現在の利用状況よりも増加しています。

〔各種サービスの状況〕 ※回答が「はい」の割合を表示



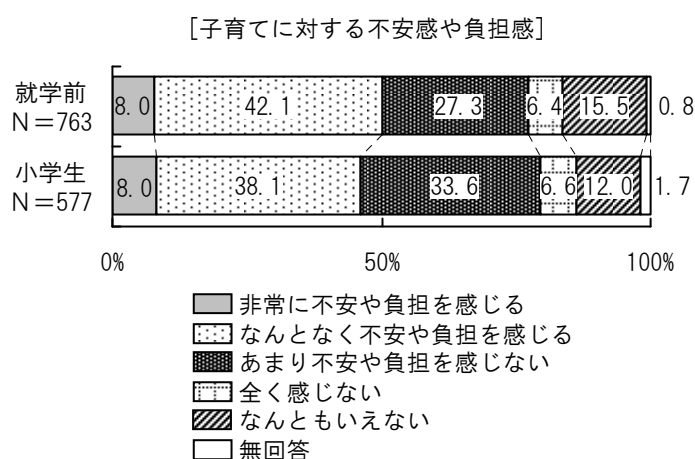
育児休業制度の利用状況：就学前

育児休業制度の利用状況は 18.7%と低く、その大半は母親で、父親はわずか0.5%となっています。



子育てに対する不安感や負担感

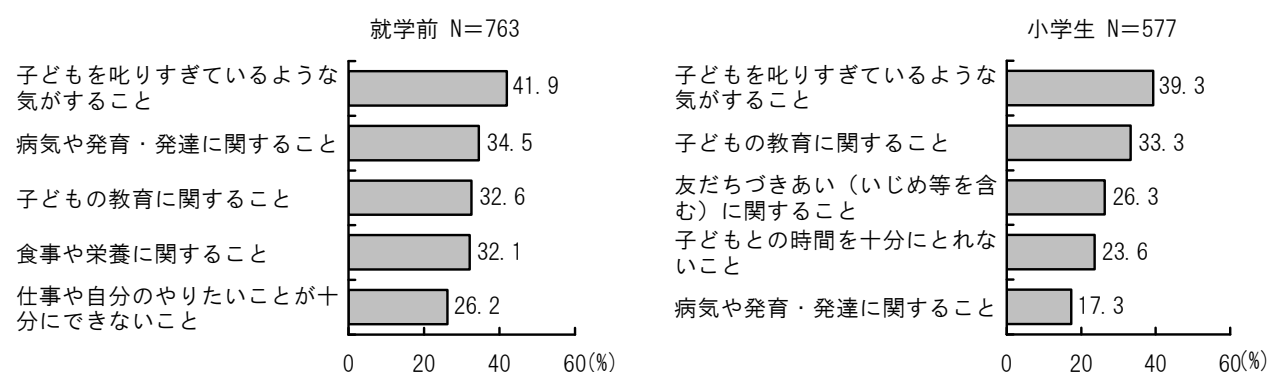
子育てに対する不安感や負担感は、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせた『不安や負担を感じる』は、就学前で 50.1%、小学生で 46.1%と半数程度を占めています。



子育てで悩んでいること

子育てで悩んでいることは、就学前、小学生ともに「子どもを叱りすぎている気がする」が4割前後で最も多くなっています。また、「子どもの教育に関すること」は就学前で3位、小学生で2位と、ともに上位となっています。他には、就学前では身体的な発育や健康について悩んでいるのに対し、小学生では友達づきあいについての悩みがあるなど、子どもの成長段階によって悩みも異なります。

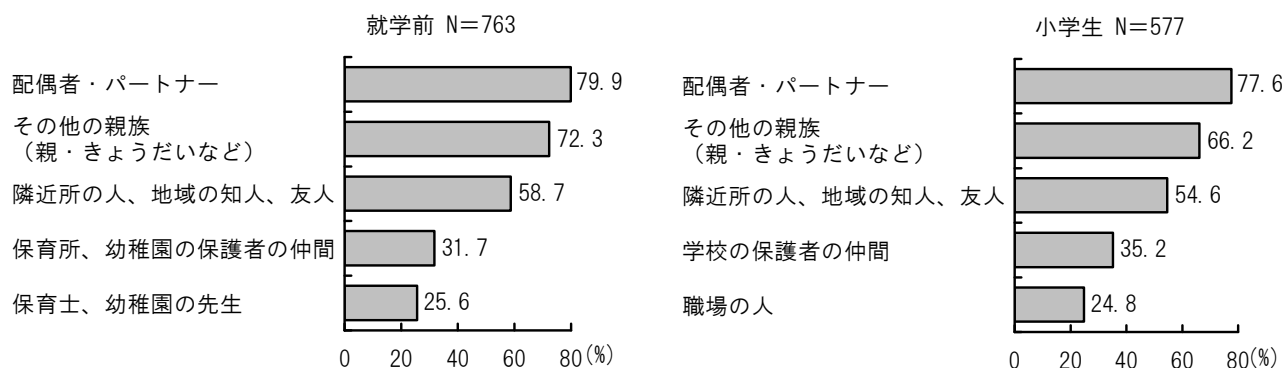
〔子育てで悩んでいること（上位5項目）〕



悩みや不安の相談先

悩みや不安の相談先は、就学前、小学生ともに「配偶者・パートナー」、「その他の親族」、「隣近所の人、地域の人、友人」など身近な人々への相談が高い割合を占めており、公的な人・施設・機関等を利用している人は少数となっています。

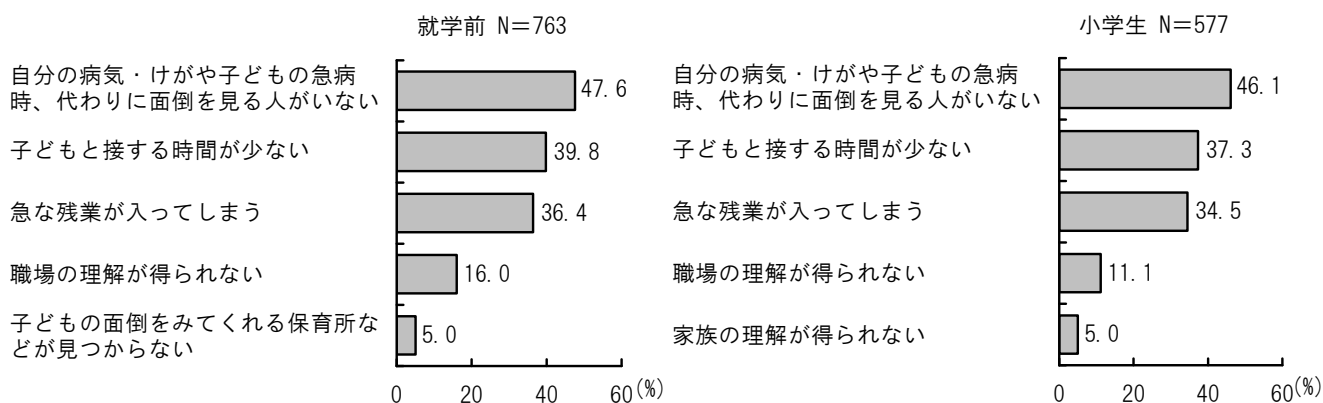
[悩みや不安の相談先（上位5項目）]



仕事と子育ての両立で大変と感ずること

仕事と子育ての両立で大変なことは、就学前、小学生ともに「自分の病気・けがや子どもの急病時、代わりに面倒をみる人がいない」が半数近くを占め、最も多くなっています。以下の項目についても共通しており、「子どもと接する時間がない」、「急な残業が入ってしまう」と続いています。

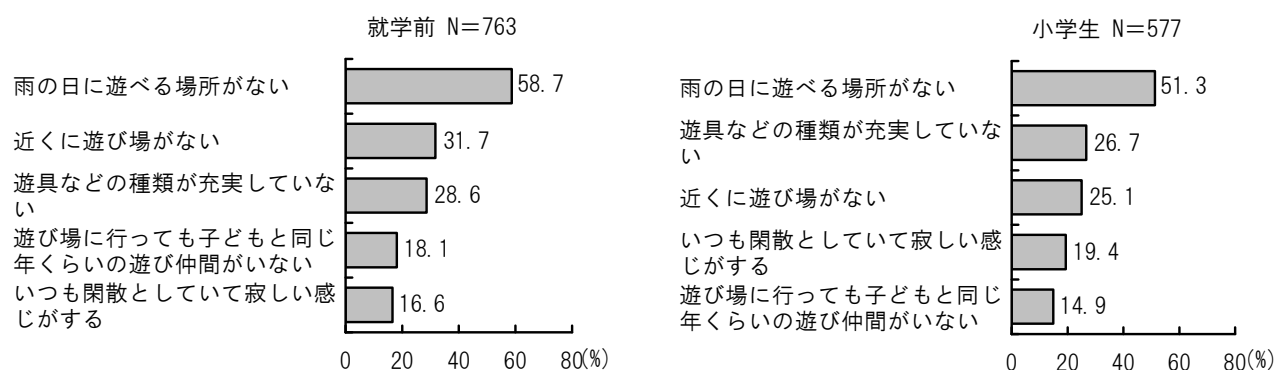
[仕事と子育ての両立で大変と感ずること（上位5項目）]



子どもの遊び場について

子どもの遊び場については、就学前、小学生ともに「雨の日に遊べる場所がない」が突出して最も多くなっています。以下はともに「近くに遊び場がない」、「遊具などの種類が充実していない」が上位に挙がっています。

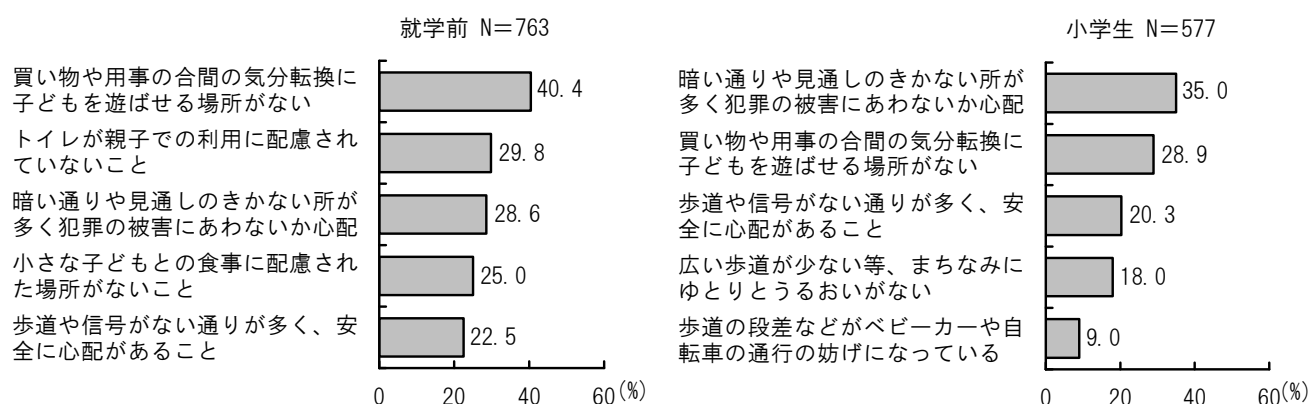
〔子どもの遊び場について（上位5項目）〕



子どもとの外出時に不安なこと、困ること

子どもとの外出時に不安なこと、困ることは、就学前の場合は「買物などの合間に気分転換に子どもを遊ばせる場所がない」が40.4%で最も多くなっています。一方、小学生の場合では、子どもの安全面について関心が高く、「暗い通りなどが多く犯罪の被害にあわないか心配」が35.0%で最も多くなっています。

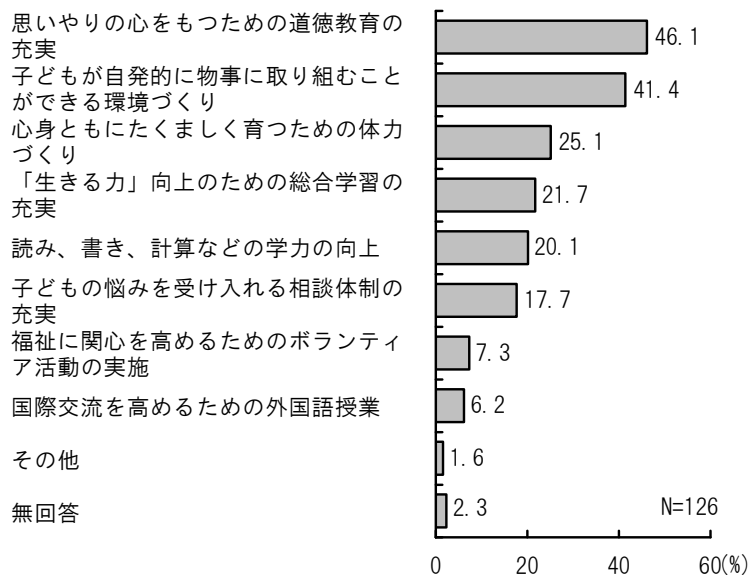
〔子どもとの外出時に不安なこと、困ること（上位5項目）〕



学校教育において取り組むべきこと：小学生

学校教育において取り組むべきことは、「思いやりの心を持つための道德教育の充実」が46.1%で最も多く、次いで「子どもが自発的に物事に取り組める環境づくり」が41.4%となっており、上位2項目が特に高くなっています。

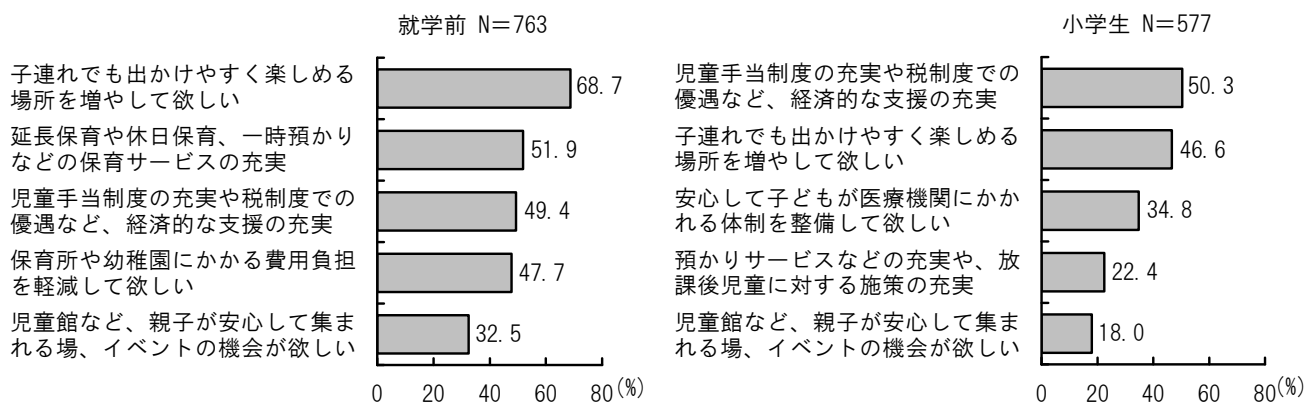
[学校教育において取り組むべきこと]



子育て支援において充実を期待すること

子育て支援において充実を期待することは、就学前の場合は「子連れで出かけやすく楽しめる場所の増加」が68.7%で最も多くなっています。一方、小学生の場合は「児童手当制度の充実や税制度での優遇など、経済的な支援の充実」が50.3%で最も多くなっています。

[子育て支援において充実を期待すること（上位5項目）]

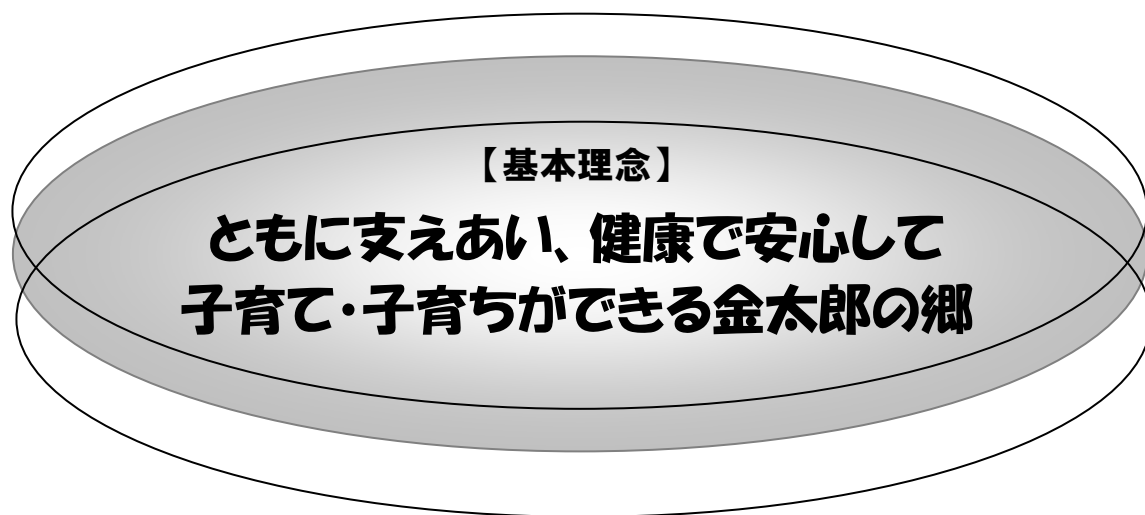


第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

前期計画では、「地域特性と住民の声が活かされた町」、「家庭や子育てに夢が持てる町」、「次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる町」、「子育てを地域全体で支えあうことができる町」、「子どもがひとしく心身ともにすくすくと育つ町」といった将来の望ましい町の姿を表す基本理念として、『**ともに支えあい、健康で安心して子育て・子育て*ができる金太郎の郷**』のもと、育児の負担、子育てに伴う孤立感を取り除き、保護者が子育ての意義や子育ての喜び、さらには子育てを行うことにより、子どもとともに保護者自身、さらには地域全体も成長していくことができるまちづくりを目指し、家庭・地域・学校・行政・企業などが一体となり、時代のニーズに即した子育て支援施策を総合的に展開してきました。

次世代育成支援対策は、中長期的な方針の下に進めていく必要があることから、後期計画においても、この基本理念を継承して、子育てをまちぐるみで支援する仕組みづくりをさらに進めながら、子育ての喜びを地域全体で実感し、次代を担う子どもを地域全体で育てる環境を整備していきます。



*子育て…子どもがのびのびと自らの生きる力を培い、また、子どもが自らの生き方を模索し、選択していく力を身につけること

2 計画策定の基本的な視点

前期計画の基本的な視点を継承しつつ、国の後期計画策定指針等で示された新たな視点を加えた以下の5項目を、後期計画の基本的な視点として、計画を策定し、施策・事業を推進していきます。

1 子どもの視点

子育て支援サービス等により影響を受けるのは、多くは子ども自身であるため、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、子どもの視点に立ち、環境の整備を進めていきます。

2 子育てする親の視点

男女とも家庭と仕事を両立し、お互い協力して子育てすることができ、すべての親が心身にゆとりを持って子育てができるよう、子育てする親の視点に立ち、環境の整備を進めていきます。

3 仕事と生活の調和実現の視点

★★★後期計画で新たに追加された視点★★★

国・自治体・企業をはじめとする関係機関の連携の下、住民の結婚や子育てに関する希望を実現するため、働き方の見直しを進め、地域の実情に応じた仕事と生活の調和の実現に向けた環境の整備を進めていきます。

4 次世代に親となる若者の視点

次世代に親となる若者が、結婚・出産・子育てに対して夢を持ち、安心して子どもを産み育てることができるよう、次世代の親の視点に立ち、環境の整備を進めていきます。

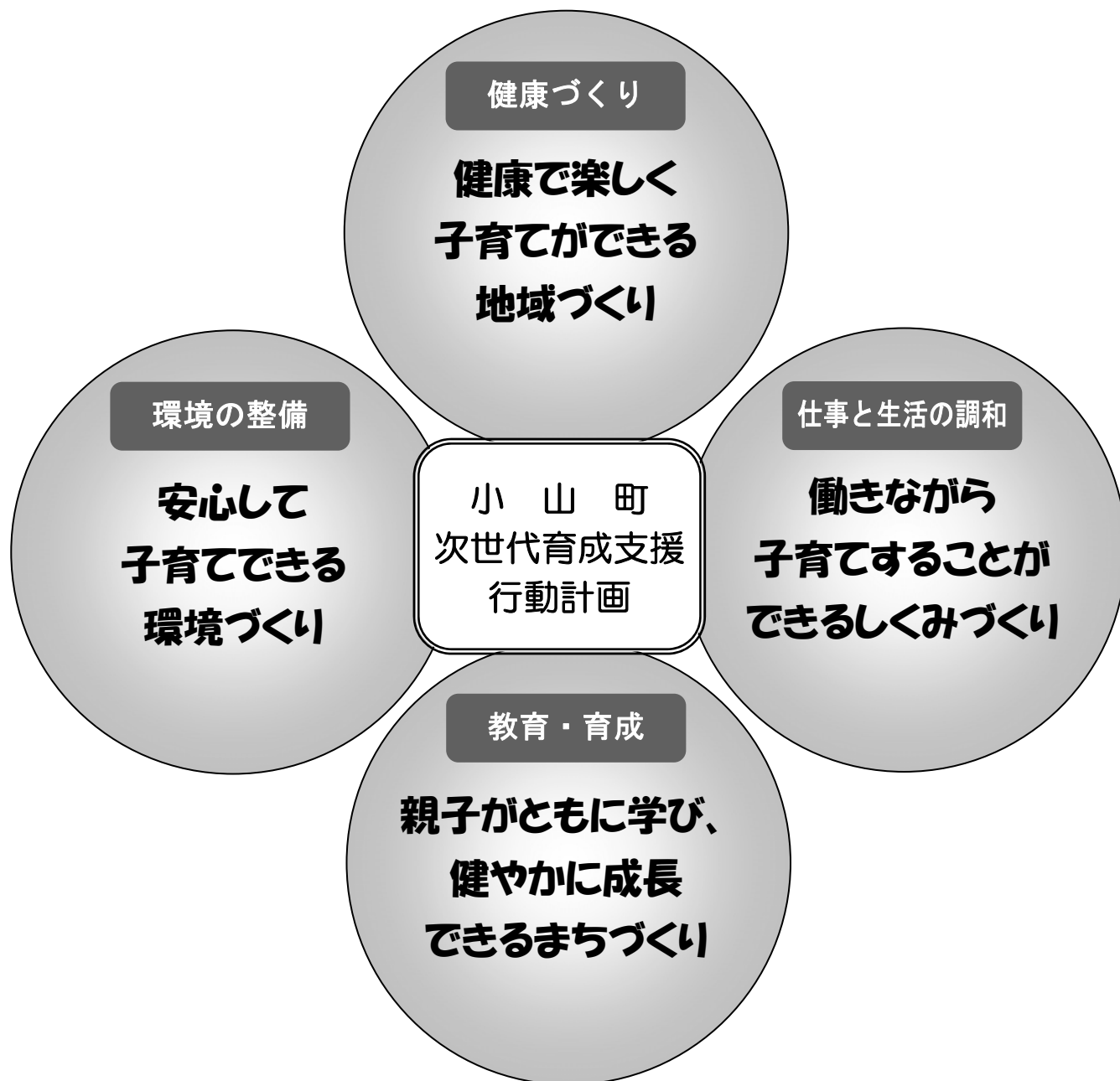
5 地域づくりの視点

子ども会、自治会等の地域活動団体が活発で、地域全体で子育て、子どもの成長を見守り、手をさしのべられる地域が形成されるよう、地域づくりという視点に立ち、環境の整備を進めていきます。

3 計画の基本目標

計画の基本理念の実現にむけて、前期計画と同様、実施すべき施策を「健康づくり」、「仕事と生活の調和」、「教育・育成」、「環境の整備」の4つの柱に整理し、まとめています。

また、各柱にそれぞれ、「健康で楽しく子育てができる地域づくり」、「働きながら子育てすることができるしくみづくり」、「親子がともに学び、健やかに成長できるまちづくり」、「安心して子育てできる環境づくり」といった基本目標を定め、継続的に展開していきます。



4 施策の体系

(1) 健康で楽しく子育てができる地域づくり

1. 妊娠・出産への支援

- | | | |
|----------------------|----------------|------------|
| ①母子健康手帳の交付 | ②妊婦健康診査の充実 | ③妊婦歯科健診の充実 |
| ④妊婦訪問の充実 | ⑤妊婦に対する栄養指導の充実 | |
| ⑥マタニティスクール・パパママ学級の充実 | ⑦禁煙環境の推進 | |
| ⑧不妊治療対策の充実 | ⑨乳がん・子宮がん検診の充実 | |

2. 子どもや母親の健康の確保

- | | | |
|-------------|---------------|----------|
| ①乳幼児健康診査の充実 | ②新生児家庭全戸訪問の充実 | ③健康教育の充実 |
| ④発達・療育相談の充実 | ⑤小児生活習慣病の予防 | ⑥歯科健診の充実 |
| ⑦予防接種の充実 | | |

3. 食育の推進

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ①離乳食講習会の充実 | ②保育園の給食の充実 |
| ③学校給食の充実 | ④子どもたちの食育事業 |
| ⑤5歳児の食育プラン「レッツ5食育」の新設 | ⑥一連の農作業体験（教育ファーム）の充実 |

4. 思春期保健対策の充実

- | | | |
|------------------|----------|-------------|
| ①性・性感染症に関する知識の普及 | ②相談体制の充実 | ③喫煙の防止 |
| ④飲酒の防止 | ⑤薬物乱用の防止 | ⑥24時間電話無料相談 |

5. 医療環境の充実

- | | | |
|-----------|-----------------|----------|
| ①こども医療の充実 | ②病児・障害児医療、療育の充実 | ③救急医療の充実 |
|-----------|-----------------|----------|

6. 障害のある児童を養育している家庭等への支援

- | | | |
|-------------------|----------|-----------|
| ①障害のある児童のための施設の整備 | ②地域療育の充実 | ③教育体制の強化 |
| ④自立生活の支援 | ⑤相談体制の充実 | ⑥経済的支援の充実 |

(2) 働きながら子育てをすることができるしくみづくり

1. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- | | | |
|---------------|------------|------------|
| ①関連法制度等の広報・啓発 | ②男性の意識の改革 | ③男女共同参画の促進 |
| ④育児休業制度の拡充促進 | ⑤労働環境向上の促進 | ⑥就労機会の拡充 |

2. 保育サービスの充実

- | | | |
|----------|----------------|----------|
| ①保育環境の整備 | ②保育士・教諭の資質の向上 | ③一時保育の充実 |
| ④延長保育の充実 | ⑤幼保一元化（一体化）の検討 | ⑥情報提供の推進 |
| ⑦待機児童対策 | | |

3. 子育て支援サービスの充実

- | | | |
|-------------------|---------------------|-------------|
| ①地域子育て支援拠点センターの充実 | ②子育てサークルへの支援 | ③育児講座の充実 |
| ④育児相談の充実 | ⑤文化・芸術鑑賞時の託児の実施 | ⑥養育家庭への支援 |
| ⑦放課後児童クラブの充実 | ⑧ファミリーサポートセンター導入の検討 | ⑨子育て優待カード事業 |

4. ひとり親家庭等への支援

- | | | |
|-------------|----------|-----------|
| ①子どもの居場所づくり | ②母親の就労支援 | ③経済的支援の実施 |
|-------------|----------|-----------|

(3) 親子がともに学び、健やかに成長できるまちづくり

1. 次代の親の育成

- | | | |
|-----------------------|--------------|---------------|
| ①体験学習の促進 | ②ボランティア活動の促進 | ③乳幼児・児童との交流促進 |
| ④ジュニアリーダースクラブによる若者の育成 | | |

2. 学校の教育環境等の整備

- | | | |
|----------|----------|----------------|
| ①学校施設の整備 | ②教育内容の充実 | ③学校への適応支援対策の充実 |
| ④相談体制の充実 | ⑤就学援助の推進 | ⑥学校運営体制の強化 |

3. 家庭や地域の教育力の向上

- | | | |
|-------------|------------|------------------|
| ①家庭教育学級の開催 | ②家庭教育相談の実施 | ③家庭教育の講習会・講演会の実施 |
| ④文化・芸術活動の促進 | ⑤図書の実践 | |

4. 児童の健全な育成

- | | | |
|-----------|------------------|------------|
| ①児童館事業の充実 | ②子どものスポーツ活動環境の充実 | ③各種団体活動の支援 |
| ④世代間交流の促進 | ⑤有害環境対策の推進 | ⑥児童と行政の交流 |

(4) 安心して子育て・子育てができる環境づくり

1. 地域の住環境の整備

- | | | |
|----------------|-------------|----------------|
| ①町営住宅の居住水準の向上 | ②一般住宅の水準の向上 | ③住宅取得支援による定住促進 |
| ④室内空気環境の安全性の確保 | ⑤良好な住環境の保全 | |

2. 道路・交通環境の整備

- | | | |
|------------|----------|--------------|
| ①幹線道路の整備 | ②歩道等の整備 | ③路上駐車防止対策の徹底 |
| ④交通安全施設の整備 | ⑤交通機関の充実 | ⑥チャイルドシートの普及 |
| ⑦町内巡回バスの運行 | | |

3. 公共施設の充実

- | | | |
|-----------------|----------|----------|
| ①ユニバーサルデザイン化の推進 | ②トイレ等の整備 | ③公園設備の整備 |
|-----------------|----------|----------|

4. 犯罪の被害防止対策等

- | | | |
|-------------|----------------|--------------|
| ①学校の安全対策の強化 | ②防犯活動の強化等 | ③防犯に関する意識の啓発 |
| ④危険回避対策の充実 | ⑤被害にあった子どもへの対策 | |

5. 児童虐待防止対策

- | | | |
|---------------|------------|----------|
| ①虐待防止の啓発活動の推進 | ②早期発見体制の強化 | ③相談体制の強化 |
| ④支援体制の強化 | | |

5 目標事業量

(1) 人口推計

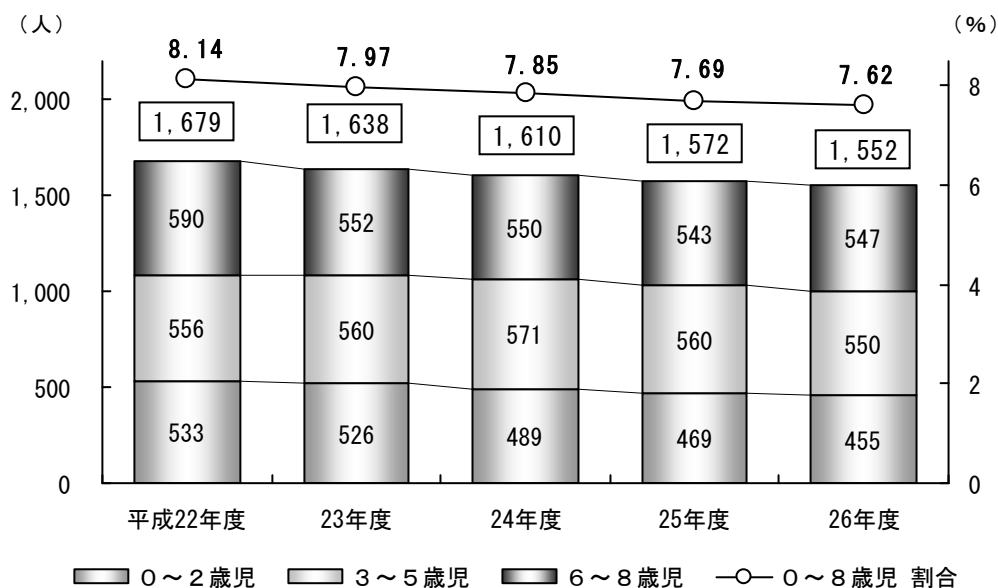
計画期間の各種保育サービス等の目標事業量算出のベースとするため、平成22年度～26年度について、主要な保育サービスの対象となる0～8歳児の各年度の児童数を推計しました。

算出にあたっては、平成17年度から平成21年度の住民基本台帳人口（4月1日現在）を実績データとし、人口推計の手法として一般的なコーホート法のセンサス変化率を用いて算出した数値を基本としました。

この結果、計画の最終年である平成26年度における総人口は20,375人で、0～2歳児は455人、3～5歳児は550人、6～8歳児は547人と推計され、総人口に対する小学校低学年以下の児童割合は7.62%と見込まれます。

【人口推計】 (人)

	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
総人口	20,627	20,564	20,501	20,438	20,375
0～8歳児合計	1,679	1,638	1,610	1,572	1,552
0～8歳児割合	8.14%	7.97%	7.85%	7.69%	7.62%
0～2歳児小計	533	526	489	469	455
0歳児	158	151	148	140	137
1歳児	198	173	164	161	153
2歳児	177	202	177	168	165
3～5歳児小計	556	560	571	560	550
3歳児	191	180	205	180	171
4歳児	194	190	180	204	180
5歳児	171	190	186	176	199
6～8歳児小計	590	552	550	543	547
6歳児（小1）	192	172	190	186	177
7歳児（小2）	190	191	171	188	184
8歳児（小3）	208	189	189	169	186



(2) 目標事業量

対象児童数の推計、ニーズ調査の結果、各事業の利用児童の推移等を勘案し、国への報告が義務づけられている12事業のうち以下の5事業を展開し、目標事業量を下表のとおり設定しました。

	事業名	単位	平成21年度 見込み		平成26年度 目標	増減数
1	通常保育事業 保護者が日中就労等のために保育できない児童を認可保育所で保育する事業(保育時間:11時間)	0～2歳児	113	⇒	150	+37
		3～5歳児	224		223	—1
		合 計	337		373	+36
2	延長保育事業 認可保育所において、通常保育の前後に時間を延長して保育を行う事業(延長時間 7:00～7:15、18:00～18:30)	人	延 710	⇒	延 900	+190
		箇所	3		4	+1
3	放課後児童健全育成事業 保護者が日中就労等のために家庭にいない小学校低学年に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等において、適切な遊びと生活の場を与える事業	人	143	⇒	150	+7
		箇所	5		5	±0
4	一時預かり事業(保育園) 普段家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童を保育する事業	人	延 240	⇒	延 300	+60
		箇所	4		4	±0
5	地域子育て支援拠点事業 地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援拠点として機能するとともに、地域支援活動を実施する事業	箇所	4	⇒	4	±0

*また、以下の保育サービスについては、後期計画における目標事業量は設定していませんが、今後の需要の推移と実施体制の整備状況を勘案して、後期計画期間中の対応を検討します。

特定保育事業：保護者のパート就労等により家庭での保育が困難な3歳未満児に対して、週2～3日程度、または午前か午後のみ等の柔軟な保育を行う事業

夜間保育事業：就労形態の多様化等により、夜間、家庭で保育できない場合、保育園で保育を行う事業

トワイライトステイ事業：就労等の都合により保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童福祉施設等において一時的に児童を預かり、夕食や入浴の世話等を行う事業

休日保育事業：日曜日・祝日に、保護者が就労等のために日中保育できない児童を認可保育園で保育する事業

病児・病後児保育

体調不良型：保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童を、保育園において保護者が迎えに来るまでの間、保育室等において緊急的な対応を看護師等がする事業

病児対応型・病後児対応型：保育園等へ通所中の児童が発熱等の急な病気となった場合、または病気回復期において、当該児童を保育園、病院等に付設された専用スペースや当該児童が通う保育園等において、病児・病後児保育を行う事業

ショートステイ事業：保護者が病気による入院等で児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において短期間(最長2週間程度)児童を入所により預かる事業

ファミリーサポートセンター事業：子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、仕事や用事等で子どもの面倒がみられない時、有償で面倒をみてもらう事業



第Ⅱ編 各論

第1章 健康で楽しく子育てができる地域づくり

1 妊娠・出産への支援

女性にとって妊娠・出産は、短期間での心身の大きな変化に加えて、出産後すぐに「子育て」が始まることなどから、不安や悩みが生じやすいものです。

安全・快適かつ満足できる「いいお産」を迎えることができるよう、定期健康診査や訪問指導など妊産婦の健康管理への支援の充実を図るとともに、夫婦がともに妊娠・出産に関する知識、親になるための心構え・子育てについて学べる機会の充実など、産婦人科などの医療機関との連携強化を図りながら、妊娠・出産を支援する環境づくりに努めます。

■ ■ ■ 具体的な取り組み ■ ■ ■

(1)－1－①					母子健康手帳の交付		健康課	
内容と方向性		妊婦の健康管理を支援するため、母子健康手帳を交付します。妊娠初期指導を行い、妊娠高血圧症候群などの早期予防に努めるとともに、母親のメンタルヘルスへの支援を強化していきます。						
		～ 前期実績（21 年度は見込）と 後期目標 ～						
指 標		妊娠 19 週までの母子健康手帳の交付率						
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度		
96.2%	97.2%	92.7%	99.4%	99.2%		99.5%		

(1)－1－②					妊婦健康診査の充実		健康課	
内容と方向性		妊婦健康診査の内容等の充実を図り、妊婦の健康増進を促進するとともに、早期に専門医の指導を受けられる体制づくりに努めます。また、妊婦健診費用の助成を 14 回に増やすとともに、平成 20 年度から実施している契約外医療機関の助成についても継続して行い、妊婦健診の費用の軽減と健康診査の受診を促進します。						
		～ 前期実績（21 年度は見込）と 後期目標 ～						
指 標		妊婦健診費用の助成回数						
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度		
2 回	2 回	2 回	5 回	14 回		継続(14 回)		

(1)－1－③					妊婦歯科健診の充実		健康課	
内容と方向性		妊娠中は、普段よりもむし歯や歯周疾患になりやすく、妊娠中の治療には制限があります。妊娠中の母親の健康状態は、生まれてくる子どもの発育に深く関係するため、妊婦歯科健診を実施し、妊婦のむし歯等の早期発見、早期治療に努めます。また、母子健康手帳交付時に妊娠中の歯科保健について指導を強化し、健診の受診をすすめ、受診率の向上に努めます。						
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～								
指 標		妊婦歯科健診の受診率						
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒		平成 26 年度	
26.5%	28.0%	23.9%	34.7%	25%			40.0%	

(1)－1－④					妊婦訪問の充実		健康課	
内容と方向性		若年妊婦・高齢出産・多胎妊婦・母体の既往症等、リスクの高い妊婦を対象に妊婦訪問を実施します。妊娠中の不安を軽減するため、助産師等の専門職の確保に努め、妊婦訪問を継続的に実施していきます。						

(1)－1－⑤					妊婦に対する栄養指導の充実		健康課	
内容と方向性		妊婦訪問、パパママ学級時に栄養指導を行うとともに、広報紙・パンフレット等により妊婦の健康・栄養に関する情報の提供に努めます。						

(1)－1－⑥					マタニティスクール・パパママ学級の充実		健康課	
内容と方向性		出産・育児等に関する知識の普及を図るため、マタニティスクール・パパママ学級を実施します。適切な時期での受講ができるよう、回数・体制等の充実に努めます。特に、父親が子育てに参加しやすいきっかけづくりとして活用できるよう、生涯学習課と連携し、講師派遣等を検討します。						
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～								
指 標		パパママ学級の参加者数						
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒		平成 26 年度	
パパ 33 人 ママ 49 人	パパ 24 人 ママ 48 人	パパ 30 人 ママ 52 人	パパ 23 人 ママ 31 人	パパ 14 人 ママ 33 人			パパ 50%(初産) ママ 50%(初産)	

(1)－1－⑦					禁煙環境の推進		健康課	
内容と方向性		健康な子どもを出産できるよう、母子健康手帳交付時、パパママ学級、乳幼児健康診査の際など、様々な機会を通じて、妊婦の喫煙を抑制する指導を実施するとともに、受動喫煙防止のため、周囲への喫煙マナー・意識の普及に努めます。						

(1)－1－⑧ 不妊治療対策の充実						健康課	
内容と方向性		平成 19 年度から特定不妊治療に限らず、一般不妊治療・検査も対象とした助成制度を実施しています。県が実施している特定不妊治療の助成の活用促進も図るとともに、情報提供体制の充実に努めます。また、平成 21 年度から事後申請にして、治療を受けた方が助成を受けられるよう、広報活動の充実に努めます。					
～ 前期実績 (21 年度は見込) と 後期目標 ～							
指 標		不妊治療費助成の申請件数					
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度	
未実施	未実施	10 件	15 件	20 件		35 件	

(1)－1－⑨ 乳がん・子宮がん検診の充実						健康課	
内容と方向性		母親の健康を確保するため、女性において最も発生率の高い乳がん、子宮がん検診の充実を図ります。年間を通じた啓発活動を行い、特に若い世代の受診率向上に努めます。					
～ 前期実績 (21 年度は見込) と 後期目標 ～							
指 標		乳がん検診・子宮がん検診の若年層受診者数					
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度	
乳がん 127 人 子宮がん 368 人	乳がん 104 人 子宮がん 346 人	乳がん 115 人 子宮がん 298 人	乳がん 119 人 子宮がん 290 人	乳がん 128 人 子宮がん 382 人		乳がん 270 人 子宮がん 421 人 (受診率 50%)	



2 子どもや母親の健康の確保

母子の健康づくりや子どもの心身の健やかな発達を支援するため、継続的に定期健康診査や訪問指導を行い、健康増進や疾病の早期発見に努めるとともに、予防接種による小児感染症の予防に取り組みます。

近年、子どもの生活習慣病が増加しています。乳幼児期に身につける生活習慣は生涯にわたる基盤として重要であるため、生活習慣病予防を視野に入れた健康づくり事業についても充実を図ります。

また、親の育児に対する不安の軽減を図るケア、子どもの発育・発達についての相談にも力をいれていくなど、育児に対する総合的な支援の視点からも取り組んでいきます。

■ ■ ■ 具体的な取り組み ■ ■ ■

(1)－2－① 乳幼児健康診査の充実					健康課	
内容と方向性		乳幼児の健康な育成を図るため、発達段階に応じた乳幼児健康診査を継続実施します。問診票の検討を行い、内容の充実を図り、疾病等の早期発見とともに、育児相談等の母親支援としても健診体制を整えていきます。また、受診勧奨に努め、未受診者の把握に努めます。				
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～						
指 標		乳幼児健康診査の受診率				
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度
1. 6 歳 97.4% 3 歳 98.5%	1.6 歳 94.4% 3 歳 93.0%	1.6 歳 95.6% 3 歳 93.4%	1.6 歳 90.1% 3 歳 92.4%	1.6 歳 91% 3 歳 95%		1.6 歳 98% 3 歳 98%



(1)－2－②		新生児家庭全戸訪問の充実				健康課	
内容と方向性		平成 20 年度からは、すべての新生児のいる家庭を訪問し、子育ての情報の提供 及び 新生児とその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。訪問できない児童の把握に努めるとともに、産後うつ病スクリーニングを実施し、メンタルヘルスの支援、虐待の予防に努めます。					
～ 前期実績（21 年度は見込）と 後期目標 ～							
指 標		新生児家庭の訪問指導延件数					
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度	
129 件	65 件	64 件	178 件 (全家庭 184 件)	140 件 (全家庭 160 件)		全家庭	

(1)－2－③		健康教育の充実				健康課	
内容と方向性		育児不安の軽減、子育ての充実感を支援する教室の開催や育児サークルへの支援に努めます。					

(1)－2－④		発達・療育相談の充実				学校教育課・健康課	
内容と方向性		発達の相談や早期療育体制を充実するとともに、臨床心理士等の専門相談員の確保や関係機関との連携を強化し、幼児期から中学校まで継続した支援が行われるような体制づくりに努めます。					

(1)－2－⑤		小児生活習慣病の予防				健康課	
内容と方向性		乳幼児期からの規則正しい生活リズムや適切な食生活の確立のため、各種相談教室を通して啓発に努めるとともに、生涯学習課との連携を図り、栄養・身体活動・生活など多方面から生活習慣病の予防対策に取り組みます。					



(1)－2－⑥		歯科健診の充実				健康課	
内容と方向性		2歳児を対象に実施している歯科健診の充実を図るとともに、巡回歯科教室を通して児童に対する正しい歯科知識の普及と実践能力を身につけることを目的に、歯科衛生士を派遣します。					
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～							
指 標		2歳児歯科健診の受診者数・巡回歯科教室（小学校・幼稚園）の参加者数					
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度	
2歳児 91人 巡回 439人	2歳児 101人 巡回 448人	2歳児 197人 巡回 456人	2歳児 104人 巡回 294人	2歳児 130人 巡回 302人		2歳児 80% 巡回 全小学校 1年生を継続	

(1)－2－⑦		予防接種の充実				健康課	
内容と方向性		感染症の発生 及び まん延を予防するため、ポリオ・BCG・DPT（ジフテリア百日ぜき破傷風混合）・DT（ジフテリア破傷風混合）・麻しん風しん混合等の予防接種を、予防接種法に基づき実施します。早期に未接種者を把握するとともに、未接種者への疾病罹患予防の重要性・予防接種の有効性等の周知と接種勧奨を行い、接種率の向上に努めます。					
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～							
指 標		各種予防接種の接種率					
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 (2/8 現在)	⇒	平成 26 年度	
ポリオ 99.3% BCG 99.3% DPT 111% DT 99.5% 麻しん 102% 風しん 140%	ポリオ 103.0% BCG 99.5% DPT 102.7% DT 99.1% MR1期 75.3% MR2期 90.5%	ポリオ 92.9% BCG 98.6% DPT 98.6% DT 100% MR1期 97.7% MR2期 98.1%	ポリオ 91.0% BCG 99.4% DPT 98.9% DT 99.0% MR1期 96.0% MR2期 98.4% MR3期 100% MR4期 93.6%	ポリオ 98.6% BCG 98.6% DPT 94.2% DT 99.0% MR1期 75.0% MR2期 83.9% MR3期 100% MR4期 86.1%		ポリオ 99.5% BCG 99.5% DPT 99.5% DT 99.5% MR1期 99.5% MR2期 99.5%	



3 食育の推進

「飽食の時代」といわれるように、好きなものを好きなだけ食べられる時代ですが、朝食欠食、栄養バランスの偏り、孤食など子どもの食生活には様々な問題が増えてきています。また、食料輸入大国でありながら大量に廃棄される食料の問題を抱えるなど、近年の我が国の食生活は、豊かになり、便利になった一方で、食の大切さに対する意識の低下が懸念されています。

保育園及び学校の給食のさらなる充実に努めるとともに、子どもの発達段階に応じた「食」に関する指導や体験活動などを行い、子どもが食に関する情報を正しく理解し、自らの食生活を考え、望ましい食行動を実践することができるよう、「食育」の推進に取り組みます。

また、大人を含めた一人ひとりが、食の大切さを考え、健全な食生活を送ることができるよう、地域ぐるみで食育意識の向上に努めます。

■ ■ ■ 具体的な取り組み ■ ■ ■

(1)－3－①		離乳食講習会の充実				健康課	
内容と方向性		5～6か月児を対象に講習会を開催し、食の基本的な知識や大切さを伝えていくとともに、発育状態や食物アレルギーなど個々の相談に応じることができるよう、内容の充実に努めます。					
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～							
指 標		離乳食講習会の開催回数と参加者数					
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度	
10回・184人	6回・97人	6回・81人	6回・86人	6回・118人		6回・新生児数の50%以上	

(1)－3－②		保育園の給食の充実				福祉課	
内容と方向性		保育園の調理担当、栄養士等と連携を図り、調理部会において、実習した様々な食材を提供しながら、年齢別に保育目標を定めるなど保育園の給食の充実に努めます。					

(1)－3－③		学校給食の充実				学校教育課	
内容と方向性		学校栄養職員・給食員等と連携を図り、学校給食のさらなる充実に努めます。また、学校給食試食会等を実施し、学校給食に対する多くの人の意見を反映しながら、安心・安全な給食を実施します。					

(1)－3－④		子どもたちの食育事業				健康課	
内容と方向性		平成 20 年度に策定した食育推進計画の“心こめ つくり味あう 食と人”のキャッチフレーズのもと、食育の重要性を啓発し、幼児期からの食と農の教育の充実に努めます。そのため、食と農の指導者として栄養士会や農業関係者を派遣する体制づくりを行います。さらに、食を通して地域の絆を深め、健康増進や町の活性化を推進します。					
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～							
指 標		①朝食をとっている幼児・児童・生徒の割合 ②親子一緒に料理をすることがある人の割合 【平成 20 年度 食育アンケート結果による指標】					
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度	
—	—	—	① — ② 47.1%	—		① 95% ② 60%以上	

(1)－3－⑤		5歳児の食育プラン「レッツ5食育」の新設			健康課・農林課・福祉課・学校教育課	
内容と方向性		5歳児の食育プランは、①心こめ野菜を育てる ②心こめ料理をつくる ③心から料理を味わう ④一緒に楽しく食べる という4つの視点で、さまざまな方々の協力により実施します。5歳児は、「レッツ5 ファーム」、料理教室「ブレキッチン」、「レッツ5 キッチン」、「料理教室の事後教室」という一連の流れの中で、食と農を体験します。また、関係課や関係機関のネットワークづくりを推進していきます。				
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～						
指 標		全幼稚園・保育園で「レッツ5食育」を実施する				
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度
—	—	—	—	2園		全幼稚園・保育園

(1)－3－⑥		一連の農作業体験（教育ファーム）の充実				農林課	
内容と方向性		自然の恩恵や食に関する人々の様々な活動への理解を深めること等を目的に、一連の農作業体験（教育ファーム）を推進していきます。また、平成 21 年度から始まった 5 歳児向けの「レッツ5ーファーム」の取り組みなど教育機関が行う農作業体験も推進していきます。					
～ 前期実績（21 年度は見込）と 後期目標 ～							
指 標		教育ファーム（町民全体を対象）の数					
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度	
1 回	3回	4回	3回	3回		5回	



4 思春期保健対策の充実

思春期は、身体が著しく成長する一方、大人になっていくことに対する理想と現実のギャップに悩むなど、精神面では不安定になりやすく、様々な問題が生じやすい時期であるため、思春期の子どもが心身ともに健全に成長できるよう支援していくことが重要です。

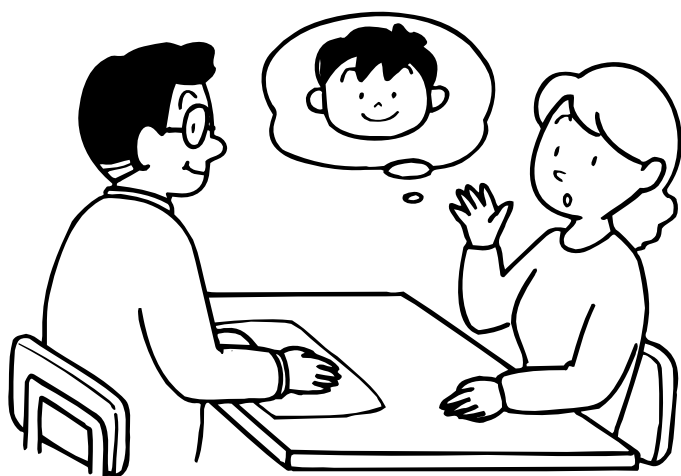
近年、思春期における性行動が低年齢化していることを背景に、10代の性感染症や望まぬ妊娠、それに伴う人工妊娠中絶が増加しています。多くの人が望まれる妊娠・出産となるよう、思春期の若者に対し、性に対する健全な意識を持つことや、避妊や性感染症予防に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

また、未成年での喫煙・飲酒、薬物乱用も社会問題となっているため、早い時期からの一貫した教育に努めるとともに、地域の協力を得ながら関係機関と連携し、未成年者の購入阻止の徹底に向け環境整備を進めます。

■ ■ ■ 具体的な取り組み ■ ■ ■

(1)－4－①	性・性感染症に関する知識の普及				健康課	
内容と方向性	学校における性教育のあり方を検討し、生徒が真剣に受け止められる時代にあった性教育を実施し、性や避妊、性感染症・性感染症予防等に関する正しい知識の普及に努めます。					
(1)－4－②	相談体制の充実				健康課	
内容と方向性	性に関する問題・悩み等については、なかなか相談しにくいいため、医療機関・保健福祉機関が学校と連携し、思春期の若者が気軽に相談できる体制の整備に努めます。					
(1)－4－③	喫煙の防止				健康課	
内容と方向性	受動喫煙を含め、喫煙が体に及ぼす悪影響等の知識の普及に努めます。また、思春期までの成長期における保育園、幼稚園、小・中学校での敷地内禁煙を実施するとともに、家庭内・事業所等での分煙、禁煙化の徹底を図り、受動喫煙防止の環境づくりを推進します。					
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～						
指 標		喫煙防止講座（高校1年対象）の開催回数と参加者				
平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	⇒	平成26年度
7回・350人	5回・198人	5回・197人	3回・191人	3回・200人		町内高校の 全1年生
(1)－4－④	飲酒の防止				健康課	
内容と方向性	未成年者の購入阻止の徹底を図るとともに、未成年者の飲酒の悪影響等の知識の普及に努めます。					

(1)－4－⑤	薬物乱用の防止	健康課
内容と方向性	幻覚等の特別な感覚を与える薬物（合法ドラッグ・脱法ドラッグ）はインターネット、その他の場所で入手が可能なため、関係機関と連携し、購入阻止の徹底を図るとともに、それらの薬物が身体に及ぼす悪影響等の知識の普及に努めます。	
(1)－4－⑥	24 時間電話無料相談	健康課
内容と方向性	すべての町民を対象にし、医師、保健師、看護師等の専門職による健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等の相談を 24 時間、年中無休で、小山町専用フリーダイヤルによる電話相談を実施する中で、保護者や本人が気軽に子育てや思春期等の相談ができる体制の整備に努めます。特に、中高校生からの相談件数はほとんどないため、本サービス自体の周知活動を推進します。	



5 医療環境の充実

少子化が急速に進む中、子どもの健やかな成長を支援するとともに、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりのためには、安定した小児医療体制の確保は欠くことのできないものです。

本町には、現在病院が3ヵ所、診療所が4ヶ所、歯科診療所が6ヵ所あり、初期救急医療、休日・夜間の急病患者については御殿場市救急医療センターが対応していますが、本町には小児科を専門とする医師はおらず体制は十分とはいえない状況にあります。

日頃から継続的な医療が安心して受けられるとともに、緊急時にも迅速な医療が受けられるよう、今後も県や近隣の市町、医療機関等との連携を強化し、小児医療のさらなる充実に努めます。

また、乳幼児から中学生までの入院・通院にかかる医療費助成を実施し、子どもを持つ家庭の経済的な支援に取り組みます。

■ ■ ■ 具体的な取り組み ■ ■ ■

(1)－5－①	こども医療の充実	健康課
内容と方向性	こどもの疾病の予防や早期発見を図るため、関係機関と連携し、こどものための医療体制の充実に努めます。また、「こども医療費助成制度」を平成20年度から中学生まで拡充し、医療にかかる費用負担の軽減を図っており、正しく助成制度を利用してもらうよう啓発活動を推進します。	
(1)－5－②	病児・障害児医療、療育の充実	健康課
内容と方向性	病児・障害児が身近でより専門的な医療・リハビリテーション・療育等を受けることができる医療・療育施設の整備に努め、また、相談体制の充実を図るため、県こども家庭相談センター等との連携を強化します。	
(1)－5－③	救急医療の充実	健康課
内容と方向性	広報紙・ホームページ等を活用し、休日の当番医に関する情報を提供するとともに、関係機関と広域的な連携のもと、夜間休日対応の救急医療センターのさらなる充実に努めます。	

6 障害のある児童を養育している家庭等への支援

障害のある子どもやその保護者に対する施策については、「おやま障がい者福祉プラン（平成21年3月策定）」に基づき、乳幼児期から社会人への移行時期まで、一人ひとりの多様なニーズに応じたきめ細やかな支援を一貫して進めていきます。

早期に適切な相談や指導、医療へつなげていくことが重要であるため、健康診査等において障害の予防と早期発見に努めるとともに、親が子どもの成長発達や障害を正しく理解し受け止め、子どもにとってより良い方向へ導いていけるような体制づくりに努めます。

また、障害のある子どもが、障害のない子どもとともにいきいきと成長することができるよう、保育園・幼稚園・学校等と連携を図り、障害のある子どもの受け入れ推進や特別支援教育の充実など教育支援体制の整備に努めます。

さらに、障害児手当をはじめとする経済的支援や福祉サービス等の充実を図り、障害のある子どもとその家族の生活を支援していきます。

■ ■ ■ 具体的な取り組み ■ ■ ■

(1)-6-①	障害のある児童のための施設の整備	福祉課
内容と方向性	障害のある児童が快適に地域、在宅で生活できるよう、周辺市町・関係機関との連携を図り、日常生活訓練を行う施設等の整備を図るとともに、専門相談員の確保に努めます。	
(1)-6-②	地域療育の充実	福祉課・学校教育課
内容と方向性	地域において障害をもち、支援を必要とする乳幼児の適切な療育ができるよう、自立支援協議会の中での情報共有・支援体制を強化し、保育園・幼稚園・療育施設相互の連携と受け入れ体制の整備に努めます。	
(1)-6-③	教育体制の強化	学校教育課
内容と方向性	発達障害を含み特別な支援を必要とする子どもが適切な教育を受けられるよう、特別支援教育の充実に努めるとともに、関係機関と連携し、教育体制の充実に努めます。	
(1)-6-④	自立生活の支援	福祉課
内容と方向性	障害のある児童ができる限り住み慣れた地域で自立的な生活ができるよう、居宅介護や児童デイサービスなど障害福祉サービスの提供体制の整備に努めます。	
(1)-6-⑤	相談体制の充実	福祉課・健康課
内容と方向性	障害のある児童を養育している人が、気軽に相談・指導が受けられるよう相談体制の充実に努めます。	
(1)-6-⑥	経済的支援の充実	福祉課
内容と方向性	重度の障害のある児童等（身体障害1級・2級、内部障害3級、療育手帳A・B1、特別児童扶養手当支給1級の障害者）の保健の向上と生活の安定を図るため、医療費を助成します。また、障害のある児童等の障害を補うため、補装用具及び日常生活用具の給付を実施します。	

第2章 働きながら子育てすることができるしくみづくり

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

近年、夫婦ともに外に働きにでる共働き世帯の割合が増加していく中で、男性の家庭内における役割は大きくなっていますが、「男性は仕事、女性は家庭」といった役割分担意識は未だみられ、男性の家事や育児にかかる時間は、女性に比べて圧倒的に少ない状況にあります。

また、依然として男性の育児休業制度の取得率は低く、労働環境・社会環境により、子育てに関わりたいたっていても、現実には仕事の都合で難しい状況にある人もいます。

男女がともに支え合いながら、子どもが成長することの喜びや子育ての楽しさを分かち合うことのできる社会の実現のため、家庭・職場・学校などあらゆる分野で男女平等等の意識づくりを進めるとともに、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）実現に向けた働き方の見直しや、育児休業の利用促進などについて事業主・労働者双方の意識改革に努めるなど、子育てに理解のある就労環境の推進に向け取り組みます。

■ ■ ■ 具体的な取り組み ■ ■ ■

(2)-1-①	関連法制度等の広報・啓発	企画調整課
内容と方向性	男女が対等な責任を持って仕事と家庭の両立ができる環境を目指し、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）等に関わる関係各法や制度の周知を行うとともに、仕事時間と生活時間のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、関係機関と連携し、フレックスタイムの導入等を企業・団体へ働きかけていきます。また、平成21年に次世代育成支援対策推進法が改正され、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する計画である「一般事業主行動計画」の策定・届出義務の範囲が、平成23年4月からは101人以上の企業・事業所までに拡大されることの啓発を行います。	
(2)-1-②	男性の意識の改革	企画調整課
内容と方向性	特に若い世代においては、家事・育児の分担を夫婦で行うことに対する理解が深まっていますが、依然として「女性は家と育児が仕事」と考える人もいます。男女平等と自立の意識を確立するため、広報紙・パンフレット・ホームページ等により、人権尊重や男女平等に関する情報提供や啓発活動を実施していきます。	

(2)－1－③	男女共同参画の促進	企画調整課
内容と方向性	男女共同参画のさらなる促進を図るため、「第2次小山町男女共同参画社会づくり計画」に基づき、男女が平等でともに社会貢献できるよう、女性の社会参加を積極的に促進し、男女共同参画社会の形成に努めます。	
(2)－1－④	育児休業制度の拡充促進	福祉課
内容と方向性	女性が仕事と育児を両立するためには、育児休業制度は非常に重要です。そのため、国や県と連携しながら、育児休業制度や関連機関が実施している奨励制度等について、町民ならびに町内事業所への周知を図り、女性はもとより男性に対しても育児休業制度の活用促進を働きかけます。	
(2)－1－⑤	労働環境向上の促進	企画調整課
内容と方向性	育児をする女性・男性が円滑に仕事と育児の両立ができるよう、企業内の託児所施設設置等、労働環境の向上を企業に働きかけていきます。	
(2)－1－⑥	就労機会の拡充	商工観光課
内容と方向性	女性の就労機会・再就労機会の拡充を図るため、県や関係機関と連携し、パートタイム就労等も含め、各種就職支援情報の提供、職業訓練に関する講座の広報・周知に努め、企業への雇用機会創出の働きかけなどを行っていきます。	



2 保育サービスの充実

少子化で子どもの人口は減少傾向となっていますが、核家族化の進行や女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加により、保育ニーズは高まりをみせています。

また、就労形態の多様化や保護者意識の変化等を背景に、保育日、保育時間に対しての要望、さらには保育の内容に至るまで、必要とされるサービスのあり方も多様化してきています。

保育を希望するすべての子どもを受け入れられることができる体制の充実を図るとともに、多様化する保育ニーズに応えるため、利用者の生活実態や意向を踏まえ、町民にとって利用しやすい様々な保育サービスの展開に努めます。

■ ■ ■ 具体的な取り組み ■ ■ ■

(2)－2－①	保育環境の整備					福祉課・学校教育課	
内容と方向性	子どもが安全により良い保育サービスを受けられるよう、施設・設備・備品等の充実に努めます。特に、耐震工事が完了していない園舎の対策を検討します。						
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～							
指 標	耐震性能が備わっている園舎の割合						
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度	
67% (6園／9園)	67% (6園／9園)	67% (6園／9園)	67% (6園／9園)	67% (6園／9園)		100%	
(2)－2－②	保育士・教諭の資質の向上					福祉課・学校教育課	
内容と方向性	保育士・教諭の資質のさらなる向上のため、各種研修への参加を積極的に推進するとともに、保育内容の充実に努めます。						



(2)－2－③		一時保育の充実				福祉課・学校教育課	
内容と方向性		保護者の労働・傷病・冠婚葬祭・育児疲れ解消等により、家庭での保育ができない場合の一時的・緊急的な保育として、保育園において一時的保育、幼稚園において一時預かり保育を、適切なニーズの把握のもと、それに対応できる受け入れ体制を整えていきます。					
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～							
指 標		一時的保育(保育園)・一時的預かり保育(幼稚園)の延利用者数					
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度	
保育園 313 人 幼稚園 403 人	保育園 354 人 幼稚園 301 人	保育園 211 人 幼稚園 350 人	保育園 259 人 幼稚園 294 人	保育園 240 人 幼稚園 300 人		保育園 300 人 幼稚園 315 人	

(2)－2－④		延長保育の充実				福祉課	
内容と方向性		保護者の就労形態の多様化、長時間勤務に伴う保育時間の需要に対応できるよう、通常保育時間を越えた延長保育サービスのニーズを適切に把握し、さらなる延長を含め、対応できる受け入れ体制を整えていきます。					
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～							
指 標		延長保育の延利用者数（2月現在）					
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度	
1,276 人	1,239 人	820 人	808 人	710 人		900 人	

(2)－2－⑤		幼保一元化（一体化）の検討				福祉課・学校教育課	
内容と方向性		幼稚園教諭と保育士との交流を促進するとともに、関係機関と連携し、幼保一元化を推進するための調査・研究を推進します。					

(2)－2－⑥		情報提供の推進				福祉課・生涯学習課	
内容と方向性		保護者が必要な保育サービスを選択しやすいよう、保育サービス 及び 子育て情報を掲載した広報紙・情報誌の継続的な提供に努めます。					
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～							
指 標		保育情報の広報紙の年間発行回数（子育て通信、ぺんぎんランドのお知らせ、児童館だより）					
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度	
26 回	26 回	26 回	26 回	23 回		26 回	

(2)－2－⑦		待機児童対策				福祉課・学校教育課	
内容と方向性		幼稚園・保育園での保育を希望している児童全員が入園できるよう、受け入れ体制を維持していきます。					
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～							
指 標		待機児童					
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度	
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人		0人	

3 子育て支援サービスの充実

近年、核家族化や都市化が進行し、地域において人と人とのつながりが希薄化している中、身近に相談できる相手や子育てに協力してくれる相手がいないなど、不安や悩みを抱え、負担を感じる人が増えています。とりわけ家庭内だけで子育てしている親子の孤立が問題となっており、親の就労状況に関わりなく、すべての子育て家庭を対象とした支援の充実が求められています。

親の育児負担を軽減し、子育て家庭が孤立するのを防ぐため、子育てをする親同士が気軽に集い、交流できる場や子育てに関する相談ができる場の提供を行うなど、地域における総合的な子育て支援サービスの充実に努めます。

■ ■ ■ 具体的な取り組み ■ ■ ■

(2)－3－①		地域子育て支援拠点センターの充実			福祉課・学校教育課・生涯学習課	
内容と方向性		保育園や幼稚園・児童館を拠点とする地域子育て支援センターのさらなる利用の促進を図るため、PR活動を推進するとともに、行事内容の充実に努めます。				
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～						
指 標		地域子育て支援センターの延利用者数（べんぎんランド、児童館べんぎんランド、わくわくランド）				
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度
8,891 人	8,736 人	7,990 人	5,529 人	3,950 人		7,000人

(2)－3－②		子育てサークルへの支援			福祉課	
内容と方向性		現在活動している子育てサークルが円滑に活動するよう、必要な情報の提供・提言等の支援はもちろんのこと、ネットワークづくりを促進するため、サークル相互の交流に関する支援を充実します。				

(2)－3－③		育児講座の充実			福祉課	
内容と方向性		多くの人々が興味をもつテーマの選択、質の高い講師の確保等により育児講話の充実を図り、参加者の増加に努めます。				
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～						
指 標		育児講座の開催回数と参加者数				
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度
5 回・94 人	5 回・151 人	6 回・205 人	6 回・213 人	6 回・154 人		6 回・200人

(2)－3－④		育児相談の充実			生涯学習課・福祉課・学校教育課	
内容と方向性		育児不安の解消を図るため、育児相談の場である保育園、児童館の「ぺんぎんランド」、幼稚園の「わくわくランド」を継続するとともに、相談員の資質のさらなる向上に努めます。また、子ども相談員による、小・中学校、幼稚園、保育園への巡回相談を実施し、日ごろの疑問や心配ごと等の解消に努めていきます。				
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～						
指 標		育児相談の件数（ぺんぎんランド・わくわくランド 1月時点）				
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度
99 件	25 件	33 件	34 件	39 件		50 件

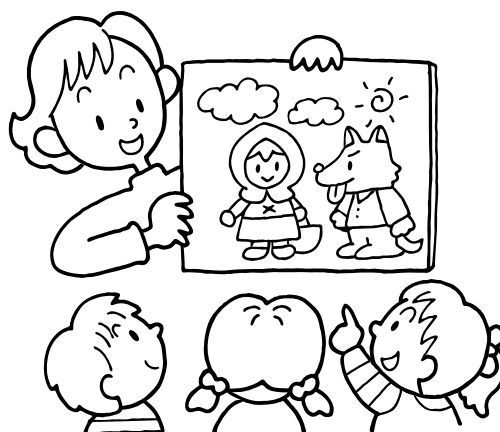
(2)－3－⑤		文化・芸術鑑賞時の託児の実施			生涯学習課	
内容と方向性		地域活動連絡協議会（母親クラブ）の協力のもと、子育て中の親がゆっくり文化・芸術鑑賞ができるよう、自主事業開催時の託児を実施するとともに、それ以外の文化・芸術鑑賞においても託児の実施を検討します。				
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～						
指 標		自主文化事業時における託児サービスの実施回数と利用者数				
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度
6回・30人	5回・36人	5回・41人	7回・21人	3回・13人		3回・20人

(2)－3－⑥		養育家庭への支援			福祉課・健康課・学校教育課	
内容と方向性		保育園や幼稚園の協力を得ながら、若年親や出産後の親等の一般に比べて幼児虐待の危険性が高い時期の家庭、親子分離後に再統合して自立に向けアフターケアが必要な家庭 及び 精神・運動・発達面に障害が発生するおそれのある児童のいる家庭の実態把握に努め、その家庭への訪問支援を実施します。				

(2)－3－⑦		放課後児童クラブの充実			福祉課	
内容と方向性		就労等により保護者が昼間家にいない小学生に対し、遊び・生活の場を提供します。放課後児童クラブの活動が円滑に行われるよう、育成会役員・指導員等の情報交換会を実施し、指導員等の資質の向上を図るとともに、よりよい運営をめざしていきます。また、利用児童の増加に伴い、児童の安全性を確保するため、クラブ室の改修等を検討します。				
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～						
指 標		放課後児童クラブの利用者数（登録人数）				
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度
103 人	107 人	113 人	119 人	144 人		150 人

(2)－3－⑧	ファミリーサポートセンター導入の検討					福祉課	
内容と方向性		親が仕事や用事等で子どもの面倒がみられない時、かわりに有償ボランティア（会員）が子どもの面倒をみるファミリーサポートセンターが周辺市町において導入されています。ただし、この制度は、あくまで会員相互の支援により成り立つため、今後、町内におけるファミリーサポートセンターの導入及び広域での設置を検討します。					

(2)－3－⑨	子育て優待カード事業					福祉課	
内容と方向性		子育ての家庭を地域、企業、行政が一体となって支援する気運の醸成と子どもと保護者とのふれあいを深める目的で、18 歳未満の子どもを同伴した保護者または 妊娠中の方が、県内すべての協賛ステッカーを掲げる協賛店舗・協賛施設において優待カードを提示すると、店舗・施設ごとに決められた特典を受けることができる事業です。本事業の周知に努めるとともに、協賛店舗の拡大を図ります。					
～ 前期実績（21 年度は見込）と 後期目標 ～							
指 標		町内の協賛店舗数					
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度	
未実施	未実施	60店	60店	59店		75店	



4 ひとり親家庭等への支援

近年、離婚等の増加に伴い、ひとり親家庭は増加傾向となっています。

ひとり親家庭は、両親が揃っている家庭に比べて、経済的、社会的、精神的に不安定になりやすく、家庭生活においても様々な問題や悩みを抱えています。特に、母子家庭の場合は、就労条件が厳しく、生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況におかれている場合が多くみられます。

小山町においては、一定の条件を満たす家庭を対象に母子家庭等医療費助成、保育料減免などの経済的支援を行っています。今後もひとり親家庭の生活の安定と自立の促進にむけて、経済的支援を継続するとともに、母子家庭への就労支援や父子家庭への家事支援など子どもが健やかに成長するために必要な支援を各家庭の状況に応じて実施していきます。

■ ■ ■ 具体的な取り組み ■ ■ ■

(2) - 4 - ①	子どもの居場所づくり	福祉課・生涯学習課
内容と方向性	ひとり親家庭においては、親の就労により、幼稚園・学校から帰ってきた子どもがひとりになる場合が多いため、児童館・放課後児童クラブの充実を図り、子どもの居場所づくりに努めるとともに、これらのサービスの周知を図ります。	
(2) - 4 - ②	母親の就労支援	福祉課
内容と方向性	母子家庭となり、母親が新たに就労する必要がある家庭等に対し、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労に関する情報の提供等、就労の支援を行っていきます。	
(2) - 4 - ③	経済的支援の実施	福祉課
内容と方向性	経済的な支援が必要なひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給、母子家庭等医療費助成、保育料の減免等の経済的支援を継続実施するとともに、支援を必要とする人が制度を活用できるよう、各種制度の案内誌の窓口配布など、制度の周知徹底に努めます。また、児童扶養手当を父子家庭にも支給するなど、父親のみの子育て家庭に対する支援も拡大します。	

第3章 親子がともに学び、健やかに成長できるまちづくり

1 次代の親の育成

子どもは将来、家庭を築き、次の世代の子どもを生み育て、未来の社会を支える重要な役目を担っています。

しかし、少子化の影響により、子どもと接することがない、あるいは少ないまま親となる人が増えており、子どもとのふれあいの不足が子育て不安の一因として指摘されています。

そのため、次代の社会を支える中学生・高校生が子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、学校や地域で乳幼児をはじめとする異世代とふれあう機会を提供するとともに、ボランティア活動など様々な社会体験へ参加する機会を広げ、豊かな社会性・人間性をもった若者の育成に努めます。

■ ■ ■ 具体的な取り組み ■ ■ ■

(3)－1－①		体験学習の促進					生涯学習課	
内容と方向性		図書館体験学習や職場体験など、小学生・中学生・高校生の体験学習を推進し、社会に適応できる若者の育成に努めます。特に、中学生職場体験の受け入れ先職場数の増加に努めます。						
(3)－1－②		ボランティア活動の促進					生涯学習課	
内容と方向性		地域社会に貢献できる心のやさしい若者を育成するため、中学生ボランティアに各種事業での活躍の場を提供するとともに、より質の高いボランティア育成のために研修会等の実施を検討します。						
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～								
指 標		中学生ボランティアの活動回数と人数						
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒		平成 26 年度	
7回・51人	5回・22人	3回・309人	16回・196人	31回・395人			40回・500人	
(3)－1－③		乳幼児・児童との交流促進					福祉課・学校教育課	
内容と方向性		小・中学生、高校生と乳幼児・児童が交流する機会を提供し、乳幼児・児童に対する愛情・理解のある若者の育成に努めます。						
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～								
指 標		夏のボランティア受入人数(20年度から高校生含) と 保育実習生の受入人数						
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒		平成 26 年度	
ボランティア 48人 実習生 24人	ボランティア 59人 実習生 7人	ボランティア 72人 実習生 15人	ボランティア 265人 実習生 10人	ボランティア 56人 実習生 11人			ボランティア 80人 実習生 25人	

(3)－1－④		ジュニアリーダースクラブによる若者の育成				生涯学習課	
内容と方向性		町子連と連携し、ジュニアリーダーを町子連行事、児童館事業に参加させ、行事の手伝いや補助活動等を通じて、自主的な子どもの育成に努めます。					
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～							
指 標		児童館子ども会関係事業のサポート人数（司会進行役等）					
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度	
11 人	19 人	12 人	27 人	26 人		30 人	



2 学校の教育環境等の整備

次世代の担い手である子ども一人ひとりが、個性と可能性を十分に発揮しながら、心豊かにたくましく成長することができるよう、教育環境の整備・充実を図ることが必要です。

基礎的な学力の定着を図ることはもとより、幅広い教育内容の充実を図り、自ら学び考え判断する力、豊かな人間性、健康や体力といった「生きる力」を育成するための教育を推進していくとともに、いじめ問題や不登校児童への対応においても、相談体制の充実等さらなる対策の強化を図り、子どもが安心して学べる教育環境づくりに取り組みます。

■ ■ ■ 具体的な取り組み ■ ■ ■

(3)－2－①		学校施設の整備					学校教育課	
内容と方向性		学校施設の安全性を高めるため、国や県の補助制度を活用して耐震補強等を着実に実施するとともに、より良い教育環境を提供していくため、施設・備品等の充実に努めます。						
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～								
指 標		学校施設の耐震化						
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度		
61%	67%	67%	67%	84%		100%		
(3)－2－②		教育内容の充実					学校教育課	
内容と方向性		関係機関と連携し、教育内容の充実に努めるとともに、これからの教育において重要となる環境教育、道徳教育、情報化教育、国際化教育にも力を入れて取り組みます。						
(3)－2－③		学校への適応支援対策の充実					学校教育課	
内容と方向性		小学校の生活に円滑に対応できるよう、小学校1年生学級への非常勤講師の配置を継続するとともに、不登校児童生徒に対する対策を推進していきます。						
(3)－2－④		相談体制の充実					学校教育課	
内容と方向性		いじめや不登校対策として、気軽に悩みを相談できるよう、全小中学校におけるスクールカウンセラーの配置を県に要請するとともに、相談窓口の開設（月～金：9:00～16:00）や相談員の巡回相談の実施など、相談体制の充実を図ります。						
(3)－2－⑤		就学援助の推進					学校教育課	
内容と方向性		すべての家庭の子どもの健全な育成を図るため、遠距離通学費の補助、学用品費等の援助等、必要に応じた経済的支援を実施していきます。今後も、学校との連携を蜜にし、経済的困難な世帯の潜在的な対象者の把握に努め、有効かつ適正な援助を実施していきます。						
(3)－2－⑥		学校運営体制の強化					学校教育課	
内容と方向性		円滑かつ適正に学校が運営されるよう、全小中学校で設置されている学校評議員制度の活用等により、今後も地域に開かれた学校運営を図り、教育活動を充実します。						

3 家庭や地域の教育力の向上

子どもにとって生活の場の基本は家庭であり、子どもの健やかな成長にとって家庭の果たす役割は最も重要なものです。

しかし近年、社会環境が変化する中、保護者が子育てに自信を持てなかったり、親としての自覚や責任に欠ける状況がみられるなど、家庭における教育機能の低下が懸念されています。

そのため、親が家庭の教育的役割や育児についての意識を高めることができるよう、学習機会や情報提供を充実させるとともに、子育てに関する負担感や悩みを軽減できる相談体制の充実など家庭の教育力の向上に向けた取り組みを行います。

また、地域における教育的資源を生かしながら、子どもが気軽に学習できる機会を提供するなど、地域全体で子どもを育成する環境づくりに努めます。

■ ■ ■ 具体的な取り組み ■ ■ ■

(3)－3－①	家庭教育学級の開催	生涯学習課				
内容と方向性	幼稚園・小学校・中学校の PTA 会員を対象に、家庭教育に関する学習を行う家庭教育学級や講演会を開催するなど、家庭教育の充実に努めます。					
(3)－3－②	家庭教育相談の実施	学校教育課				
内容と方向性	家庭での子どものしつけ・教育に関する悩みを、専用電話で子ども相談員に相談する家庭教育相談を実施します。今後も、サービスを周知し、利用者の増加を図り、家庭教育の充実に努めます。					
(3)－3－③	家庭教育の講習会・講演会の実施	生涯学習課				
内容と方向性	子育てやしつけなどの家庭教育のあり方を親が見つめ直す機会として、家庭教育の講習会・講演会を実施します。					
(3)－3－④	文化・芸術活動の促進	生涯学習課				
内容と方向性	芸術鑑賞会の開催を実施し、児童・生徒が演劇、音楽等の芸術にふれる機会の提供に努めます。					
(3)－3－⑤	図書の充実	生涯学習課				
内容と方向性	町役場等に移動文庫を設置し、図書館には、赤ちゃんコーナーを設置している。さらにリクエスト図書、リサイクル市、図書館ファンクラブ等、図書のさらなる充実に努めます。また、絵本の読み聞かせ、親子絵本づくり、ブックスタートパック配布の実施等により、幼児や児童の読書習慣の定着に努めます。					
～ 前期実績（21 年度は見込）と 後期目標 ～						
指 標	絵本の読み聞かせ会の開催回数・参加者数（図書館職員＋図書館お話の会）					
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度
66 回・1,442 人	56 回・922 人	60 回・863 人	59 回・561 人	53 回・694 人		70 回・900 人

4 児童の健全な育成

近年、児童数の減少や遊び場の不足により、子どもが十分に体を動かしたり、子供同士が関わりあい、知恵を出し合って遊んだりできる環境が少なくなってきています。

子どもの健全な遊び場を確保することは、単に子どもの居場所づくりという点だけでなく、健康の増進、人間関係からつくられる情緒面の発達、社会性・協調性の形成など、子どもの心身の成長・発達に必要な多くの要素を身につけていくうえで非常に重要です。

地域において子どもがよく遊び、健全に成長していけるよう、遊び場、スポーツの場、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる場など、安全で安心して過ごすことのできる環境の整備を進め、子どもの健全な育成を促進していきます。

■ ■ ■ 具体的な取り組み ■ ■ ■

(3)－4－① 児童館事業の充実					生涯学習課	
内容と方向性		子どもの居場所となる児童館の周知を図り、児童館を中心に実施している「じどうかんまつり」、「やきいも会」、「クリスマス会」等、親子参加行事等の活動内容のさらなる充実に努めるとともに、新たなイベントの企画・検討を行っていきます。				
～ 前期実績（21 年度は見込）と 後期目標 ～						
指 標		児童館の来館者数（毎年2月末時点 H21 は1 月末時点）				
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度
6,688 人	7,388 人	6,053 人	4,815 人	5,535 人		6,000 人

(3)－4－② 子どものスポーツ活動環境の充実					生涯学習課	
内容と方向性		多くの子どもが様々なスポーツ活動が気軽にできるよう、既存スポーツ施設の設備・備品等の充実に努めるとともに、総合体育館の地域開放を継続実施します。また、より多くの親子が参加するよう、親子体操教室、親子スポーツ教室の充実を図ります。				
～ 前期実績（21 年度は見込）と 後期目標 ～						
指 標		親子体操教室・親子スポーツ教室の開催回数と参加組数				
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度
体操 3回・67組 ｽﾎﾟｰﾂ 4回・50組	体操 3回・52組 ｽﾎﾟｰﾂ 37回・204組	体操 8回・92組 ｽﾎﾟｰﾂ 4回・41組	体操 8回・133組 ｽﾎﾟｰﾂ 4回・38組	体操 12回・270組 ｽﾎﾟｰﾂ 4回・48組		体操 15回・300組 ｽﾎﾟｰﾂ 5回・50組

(3)－4－③		各種団体活動の支援					生涯学習課	
内容と方向性		子どもの健全育成支援の側面もあるスポーツ少年団、こども会等の活動を促進するため、活動に対する補助を実施するとともに、活動参加の呼びかけなどの支援を実施します。						
～ 前期実績（21 年度は見込）と 後期目標 ～								
指 標		補助団体数						
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒		平成 26 年度	
7 団体	8 団体	5 団体	5 団体	14 団体			14 団体	

(3)－4－④		世代間交流の促進					福祉課	
内容と方向性		近年、核家族化が進み、児童が高齢者等と接する機会が減っているため、保育園・幼稚園において高齢者等と交流する機会を提供し、児童の健全な育成に努めます。						
～ 前期実績（21 年度は見込）と 後期目標 ～								
指 標		高齢者等との交流事業の開催回数と参加者数						
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒		平成 26 年度	
6 回・1,108 人	7 回・1,130 人	8 回・1,185 人	8 回・1,148 人	8 回・343 人			8 回・1,100 人	

(3)－4－⑤		有害環境対策の推進					生涯学習課	
内容と方向性		関係機関と連携し、有害図書や玩具の規制に関するチラシ配布や街頭声かけなど、有害情報の抑制運動を実施していくとともに、子どもの健全な育成を阻害しないよう、深夜営業店、酒類・たばこ販売店等へ継続的に働きかけていきます。						

(3)－4－⑥		児童と行政の交流					福祉課	
内容と方向性		多様な子育て支援を円滑に実施するためには、子供の視点に立ち、ニーズをつかむことが重要です。そのため、子どもが自由に考えを発言できる場所として「子どもサミット（こども議会）」を開催し、把握したニーズ等を支援施策へ取り入れていきます。						
～ 前期実績（21 年度は見込）と 後期目標 ～								
指 標		こどもサミット（こども議会）の開催回数						
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒		平成 26 年度	
未実施	未実施	未実施	未実施	0 回			1 回	

第4章 安心して子育て・子育てができる環境づくり

1 地域の住環境の整備

子育て世帯がゆとりをもって生活し、安心して子どもを産み育てるためには、良好な住居環境を確保していく必要がありますが、子育てをしている若い世代にとって、十分な広さ・設備を備えたゆとりある住居に住むことは、経済的に容易なことではありません。

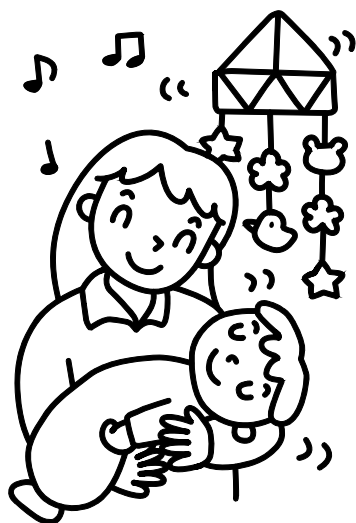
本町には、16団地 509戸の町営住宅がありますが、建物の老朽化とともに、狭小な居室、設備の老朽化がみられるため、住宅マスタープラン、住民のニーズ、財政状況等をふまえ、老朽住宅の建て替え、設備の改修等を進め、子育て家庭に配慮した住まいの確保に努めていきます。

また、まちづくり条例・地区計画・建築協定の導入等を推進し、地域の良好な住環境の保全に努めるとともに、住宅の取得・新築に関する経済的支援を行い、子育て世帯の定住を促進します。

■ ■ ■ 具体的な取り組み ■ ■ ■

(4)－1－①		町営住宅の居住水準の向上				都市整備課	
内容と方向性		町営住宅に対するニーズ等を考慮し、老朽化している町営住宅の計画的な建替えを進めるとともに、財政状況等を踏まえながら、必要に応じて計画的に設備等を改修・更新します。					
(4)－1－②		一般住宅の水準の向上				都市整備課	
内容と方向性		関係機関と連携し、建築指導・建築確認の強化を図るとともに、不動産・建設事業者に対し、啓発活動を実施して、一般住宅の水準の向上に努めます。また、建築相談を実施し、該当者に対して補助金制度による耐震診断の実施を勧めるなど耐震化率の向上に努めます。					
～ 前期実績（21 年度は見込）と 後期目標 ～							
指 標		建築相談の実施回数と耐震診断件数					
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度	
3回・22 件	2 回・12 件	2 回・15 件	2 回・15 件	2 回・30 件		2回・15件	
(4)－1－③		住宅取得支援による定住促進【新規】				商工観光課	
内容と方向性		安心して定住できる条件を整え、ゆとりある良好な環境で子育てができるよう、町内に住宅を取得または建築する世帯に対し、借入金の利子補給を実施します。					
～後期目標（平成 22 年度より実施）～							
指 標		個人住宅取得利子補給金の給付件数（累積）					
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 22 年度	⇒	平成 26 年度	
—	—	—	—	40 件		200 件	

(4)－1－④	室内空気環境の安全性の確保					都市整備課	
内容と方向性	子どもが健康に生活できるよう、関係機関と連携し、シックハウス対策をはじめとする室内空気環境の安全性の確保のため、公共建物に関しては設計の段階で検討、対応していきます。民間事業所等に対しては、法律で定められている規制の啓発に努めます。						
(4)－1－⑤	良好な住環境の保全					都市整備課	
内容と方向性	良好な住環境の保全を図るため、まちづくり条例・地区計画・建築協定の導入を推進します。また、地震等に対応する防災面からも、新たに生け垣を設置する際やブロック塀等から生け垣に変える際に奨励金が交付されることを、広報紙やホームページ等で普及促進し、緑豊かなまちづくりを推進します。						
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～							
指 標	生け垣の設置数						
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度	
8 件	5 件	5 件	4 件	6 件		5 件	



2 道路・交通環境の整備

安心して子育てするためには、子どもを連れて外出する際の移動に伴う安全性や利便性が確保されていることが重要となります。

段差の解消や十分な幅員がある歩道の整備、横断歩道・交通標識などの交通安全施設の整備などを図り、子ども及び子ども・ベビーカーを連れての親が歩きやすい安全な道路環境の充実に努めるとともに、鉄道やバスなどの公共交通機関の充実に努め、子育て家庭が外出しやすい環境づくりを推進します。

また、子どもを自動車に乗車させる際の安全確保に必要なチャイルドシートについては、購入費補助を実施していますが、更なる普及を図るため、広報活動を継続するとともに、リサイクル推進を視野に入れ取り組みます。

■ ■ ■ 具体的な取り組み ■ ■ ■

(4)－2－①	幹線道路の整備					建設課	
内容と方向性	幹線道路が渋滞した場合、渋滞回避車両の生活道路への流入増加により、子どもが事故に巻き込まれる危険性が高まるため、幹線道路の整備による渋滞の解消を、財政状況等を踏まえながら、計画的に実施していきます。						
(4)－2－②	歩道等の整備					建設課	
内容と方向性	歩行者の安全な通行を確保するため、歩道の整備を、財政状況等を踏まえながら、計画的に推進するとともに、ベビーカー等の円滑な通行を考慮し、段差の解消に努めます。						
(4)－2－③	路上駐車防止対策の徹底					建設課	
内容と方向性	路上駐車は、子どもが事故に巻き込まれる危険性が高まるため、広報紙等による啓発活動を行うとともに、関係機関と連携し、駐車禁止場所の見直しを含め、路上駐車防止対策の徹底に努めます。						
(4)－2－④	交通安全施設の整備					建設課	
内容と方向性	子どもや親子連れの安全の確保をするため、横断歩道・交通標識・スクールゾーン・ガードレール・カーブミラー等の交通安全施設の整備を、道路危険箇所の優先順位により、効果的に推進します。						
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～							
指 標		防護柵、カーブミラー、区画線設置の箇所数					
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度	
37 箇所	28 箇所	21 箇所	6箇所	18 箇所		20 箇所	
(4)－2－⑤	交通機関の充実					企画調整課	
内容と方向性	子どもや子ども連れの人が円滑に移動できるよう、鉄道・バス等の運行本数の増加、段差等の解消による安全な施設の整備等、関係機関と連携・協議し、公共交通機関の充実に努めます。						

(4)－2－⑥		チャイルドシートの普及					福祉課	
内容と方向性		交通安全対策はもとより、少子化対策の一環として、チャイルドシートの普及を図るため、チャイルドシート購入補助、チャイルドシートに関する広報活動を継続するとともに、チャイルドシートのリサイクル（譲ります・譲ってください）を推進します。						
～ 前期実績（21年度は 1 月末時点）と 後期目標 ～								
指 標		チャイルドシートの購入補助件数						
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒		平成 26 年度	
80 人	76 人	75 人	92 人	75 人			85 人	

(4)－2－⑦		町内巡回バスの運行					福祉課・生涯学習課	
内容と方向性		子どもや母親の健（検）診、予防接種、公共施設利用、また、町内の小・中学校通学者等の利便を図り、低床巡回バスを継続運行していきます。						
～ 前期実績（21年度は 1 月末時点）と 後期目標 ～								
指 標		町内巡回バスの利用者（上段：福祉課管理バス・下段：生涯学習課管理バス）						
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒		平成 26 年度	
15,545 人	26,681 人	23,584 人	25,433 人	22,118 人			26,000 人	
12,334 人	16,777 人	17,932 人	16,095 人	未集計			18,000 人	



3 公共施設の充実

子どもを安心して育てられ、ゆとりある快適な生活が送れるよう、公共施設を中心に子育て家庭に配慮したまちづくりを進めています。

今後も公共施設において、すべての人が利用しやすい施設を目指し、段差の解消等のバリアフリー化を進めるとともに、子育て世帯が外出先で安心して利用できるような多目的トイレの設置や授乳設備等の整備を進めるなど、安全で快適な生活環境づくりに努めます。

また、本町には良好な自然環境を有している公園が多数あります。自然の中で子どもがのびのびと遊ぶことができるよう、住民・利用者のニーズや地域の実情を考慮しながら整備を進めさらなる充実に努めます。

■ ■ ■ 具体的な取り組み ■ ■ ■

(4)－3－①	ユニバーサルデザイン化の推進				福祉課・都市整備課	
内容と方向性	ベビーカー・車イスの利用者の利便性、子どもの安全性を高めるため、財政状況等を踏まえながら、計画的に公共施設のバリアフリー化を推進します。また、既存の施設の改修、新たな公共施設の設置については、ユニバーサルデザインの理念を基本とし、だれでも利用しやすい設計に努めます。					
(4)－3－②	トイレ等の整備				福祉課・都市整備課	
内容と方向性	子ども連れの人の利便性を高めるため、公共施設における子どもに配慮したトイレ・ベビーベッド・授乳室等の整備を、財政状況等を踏まえながら、計画的に推進します。					
(4)－3－③	公園設備の整備				都市整備課・福祉課	
内容と方向性	既存公園の設置状況のバランス、住民のニーズを考慮し、親子のふれあいの場、地域のコミュニケーションの場となる身近な公園の整備を検討していきます。子どもが安全に遊べるよう、既存公園の遊具の点検を継続的に行い、必要に応じて改修等の整備をしていきます。					
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～						
指 標		都市公園・児童公園の点検回数				
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度
2回	2回	2回	2回	12回		12回

4 犯罪の被害防止対策等

近年、全国的に子どもへのいたずらや暴行、連れ去り・誘拐、不審者による声かけ、痴漢など、弱者である子どもが犯罪に巻き込まれる事件が後を絶たず、発生場所は都市部に限ったものではありません。

子ども自身が自分の身を守る意識や知識を身につけることができるよう、防犯教室を開催するなどの安全指導の充実を図るとともに、パトロール等防犯活動の推進、子どもの緊急避難場所である「子ども110番の家」の拡充など地域全体で防犯対策に取り組みます。

また、全国では学校内へ不審者が侵入する事件も発生していることから、学校の防犯対策を強化し、子どもが安心して学べる環境づくりを進めます。

■ ■ ■ 具体的な取り組み ■ ■ ■

(4)－4－①		学校の安全対策の強化			生活環境課・学校教育課	
内容と方向性		不審者が侵入しないよう、校門の開閉等の侵入予防対策の強化をするとともに、緊急時の児童・生徒の避難体制の強化・指導を図ります。また、児童には防犯ホイッスルを配布し、常時携帯するように指導しています。さらに、県の事業としてスクールガードリーダーによる巡回を実施していますが、人材確保の面で町単独事業での実施は難しく、今後は地域において住民が見守れる体制づくりの構築に努めていきます。				

(4)－4－②		防犯活動の強化等			生活環境課・学校教育課	
内容と方向性		犯罪の発生を抑制するため、防犯灯を設置するとともに、各中学校区に設置した地域防犯連絡協議会など関係団体と連携し、パトロール・補導活動等を実施します。				
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～						
指 標		補導指導の回数				
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	⇒	平成 26 年度
11 回	11 回	8 回	11 回	11 回		11 回

(4)－4－③		防犯に関する意識の啓発			生活環境課・学校教育課	
内容と方向性		子どもが犯罪に巻き込まれないよう、防犯教育を実施し、正しい知識の普及を図るとともに、保護者へのメール配信体制の更なる充実を図り、また、広報紙等により、親への注意点等を啓発します。				

(4)－4－④		危険回避対策の充実				生涯学習課（各小学校）	
内容と方向性		学校、保護者、PTA関係者、地域住民などの協力を得て、子どもが犯罪に巻き込まれそうになった時、駆け込みや避難ができる「かけこみ110番の家」を設定しています。避難先といった役割以外にも、不審者や変質者に対する地域の防犯意識の高まりから、予防・抑制効果もあるため、継続した運動を展開するとともに、減少傾向にある「かけこみ110番」の設置軒数の増加を図ります。					
～ 前期実績（21年度は見込）と 後期目標 ～							
指 標		かけこみ110番の家					
平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	⇒	平成26年度	
692軒	680軒	620軒	580軒	612軒		630軒	
(4)－4－⑤		被害にあった子どもへの対策				学校教育課	
内容と方向性		犯罪の被害にあった子どもの心の傷をいやすため、臨床心理士等の専門家と連携し、迅速できめ細かなメンタルケア体制の強化を図ります。					



5 児童虐待防止対策

児童相談所における児童虐待の件数は全国的に増加傾向となっています。しかし、児童虐待は判別が難しく、家庭内で行われることが多いため、顕在化しにくいという特性があり、正確な実態を把握するのは困難といわれています。中には、周囲の児童虐待に関する知識・認識不足により見過ごされることや、虐待を受けた子どもがさらなる虐待を恐れて証言しないというケースもあります。

子どもへの虐待を身近な私たちの問題としてとらえ、防止に向け一人ひとりができることは何かを考えていくことが大切です。子どもを虐待から守ることについて、住民一人ひとりに関心と理解を深めてもらうための啓発活動を行っていきます。

また、虐待の要因となる育児不安の軽減に向けた相談体制の充実に努めるとともに、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護とケア、そして保護者に対する指導・支援にいたるまで、切れ目のない総合的な支援となるよう、関係機関のネットワーク体制の強化に努めます。

■ ■ ■ 具体的な取り組み ■ ■ ■

(4)－5－①	虐待防止の啓発活動の推進	福祉課
内容と方向性	保育園、幼稚園、学校、児童相談所、民生委員・児童委員、主任児童委員、警察、県などの関係機関、関係団体との連携を強化しながら、広報紙・ホームページ・無線放送の活用など、あらゆる機会や媒体を通じて、児童虐待防止法の啓発を図るとともに、虐待を発見した場合における通告義務の周知に努めます。	
(4)－5－②	早期発見体制の強化	福祉課・健康課
内容と方向性	乳幼児健康診査・新生児訪問時等に母子双方の状況を注意し、必要な助言・指導をしていくとともに、保育園や幼稚園でも園児の身体を注視し、報告体制の重要性をPRしていきます。	
(4)－5－③	相談体制の強化	福祉課
内容と方向性	虐待されている児童・虐待してしまう親が、気軽に相談できる相談窓口の周知を図るとともに、速やかで的確な対応ができる職員の対応力の向上を図るなど、相談体制の充実に努めます。	
(4)－5－④	支援体制の強化	福祉課
内容と方向性	児童虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を講じるため、福祉、医療、保健、教育、警察などの地域の関係機関の協力体制の強化を図り、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を早期設置し、関係各機関の情報の共有化並びに相互理解に努めていきます。	

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の内容については、広報紙やホームページ等によって広く住民に周知・公開して、情報を共有することにより、住民の参画と協力が得られる環境づくりに努めます。

また、計画の推進にあたっては、福祉、保健、教育、住環境などの関係部署、関係機関との連携を図り、子育て家庭を地域全体で支えていく体制の整備を推進し、具体的な取り組みの進行状況の管理及び実施状況の点検・評価を行うとともに、本町の情勢や地域を取り巻く環境の変化に応じて、適宜、見直しを図ることとします。

2 計画の進捗把握と評価

本計画の進行管理にあたっては、各年度において計画に基づく具体的な取り組みの実施状況を点検・評価し、その結果をもとに、取り組みの修正などを実施していきます。

また、具体的な取り組みの実施状況や評価については、広報紙やホームページ等を活用して、広く住民に公表していきます。



第Ⅲ編 資料

資料 1 小山町次世代育成支援行動計画(後期計画)策定策定経過

年 月 日	内 容
平成 21 年 3 月	* 次世代育成支援に関するニーズ調査の実施 【就学前児童：1,026 人 小学生児童：601 人】
平成 21 年 5 月 ～ 8 月	* 特定 12 事業のニーズ量推計 【8 月末 県・国へ目標事業量報告】
平成 21 年 9 月 28 日	* 第 1 回 小山町次世代育成支援行動計画（後期計画）策定委員会 【委嘱状及び任命書の交付、調査報告 等】
平成 21 年 7 月 ～ 9 月	* 前期計画の施策・事業の評価シートの記入及びとりまとめ 【庁内関係課】
平成 21 年 11 月 10 日	* 第 1 回 小山町次世代育成支援行動計画（後期計画）策定委員会 ワーキング部会 【策定概要・スケジュール、構成案 等】
平成 22 年 1 月 28 日	* 第 2 回 小山町次世代育成支援行動計画（後期計画）策定委員会 ワーキング部会 【各論の検討 等】
平成 22 年 2 月 23 日	* 第 2 回 小山町次世代育成支援行動計画（後期計画）策定委員会 【素案の検討 等】

資料2 小山町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 町は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の実現を目指し、その計画的な推進を図るための指針となる小山町次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するため、小山町次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 行動計画案の策定に関すること。
- (2) その他行動計画案の策定に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる機関または団体等から町長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域住民で組織する団体
- (2) 保健、福祉、医療関係機関及びそれらの団体
- (3) 町議会及び行政機関
- (4) 教育機関及びその団体
- (5) 町内事業所で組織する団体
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から行動計画の策定終了までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(ワーキング部会)

第7条 委員会にワーキング部会を置く。

- 2 ワーキング部会の委員は、町職員の中から町長が任命する。
- 3 ワーキング部会にワーキング部会長を置く。
- 4 ワーキング部会は、行動計画案の策定に必要な調査、研究等を行う。
- 5 ワーキング部会の会議は、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、町長の定める課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年9月1日から施行する。

資料3 小山町次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿

	氏 名	備 考	
1	坂本 全人	小山町社会福祉協議会長	委 員 長
2	尾上 サトル	小山町民生委員・児童委員協議会長	副委員長
3	田代 信幸	小 山 町 副 町 長	
4	戸枝 浩	小 山 町 教 育 長	
5	田代 一夫	小山町議会文教厚生委員長	
6	湯山 宏一	小山町区長会長	
7	青木 利枝子	小山町連合婦人会長	
8	岩田 祥吾	御殿場市医師会	
9	斎藤 章	御殿場健康福祉センター 福祉課長	
10	川野 克子	小山町主任児童委員代表	
11	米山 享雄	小山町商工会長	
12	渋谷 一	小山町PTA連合会代表	
13	諸橋 昭徳	小山町子ども会育成連合会長	
14	山崎 弘美	小山町立幼稚園PTA役員連絡協議会副会長	
15	鈴木 一磨	小山町立保育園保護者会連合会長	
16	藤曲 真弓	小山町立幼稚園代表	
17	湯山 けい子	小山町立保育園代表	
18	遠藤 博雄	小山町企画総務部長	
19	常盤 十四信	小山町教育部長	

資料4 小山町次世代育成支援行動計画ワーキング部会委員名簿

	所 属	役 職	氏 名	
1	福祉課	課長	湯山 泰政	会長
2	企画調整課	主任	湯山 博一	
3	健康課	保健師	三石 千夏	
4	建設課	主任	勝俣 暢哉	
5	農林課	主任	安倍 将彦	
6	商工観光課	主任	渡辺 理絵	
7	都市整備課	主任	小野 三重子	
8	学校教育課	指導主事	渡邊 清	
9	生涯学習課	副主任	金子 節郎	
10	福祉課	主任	勝又 徳之	
11	小山幼稚園	主任	村松 千賀子	
12	すばしり保育園	主任保育士	岩田 博子	

(事務局)

	所 属	役 職	氏 名	
1	住民福祉部	部長	田代 源治	事務局長
2	福祉課	主任	武藤 浩	
3	福祉課	主任栄養士	室伏 文代	
4	福祉課	副主任	渡邊 茂樹	

小 山 町
次世代育成支援行動計画
【後期計画】

平成 22 年 3 月

発 行
企画・編集

小山町
小山町 福祉課
〒410-1311 静岡県駿東郡小山町小山75-7
電話 0550-76-6666
E-mail: fukushi@fuji-oyama.jp